

## 太子町子ども・子育て会議（第5回） 次第

日時 平成26年8月25日(月)  
午後1時30分～  
場所 太子町役場 委員会室

### 1 開会

### 2 議題

(1) 子ども・子育て支援事業計画について

(2) 量の見込みと確保方策について

### 3 その他

子ども・子育て支援新制度に係る各種基準について

①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

### 4 閉会

**太子町子ども・子育て支援事業計画  
(案)**

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

近年のわが国では、急速な少子・高齢化が進行し、アンバランスな人口構造が生じて、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などが将来にわたる不安要因として考えられるようになりました。

また、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のもと、国においては次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

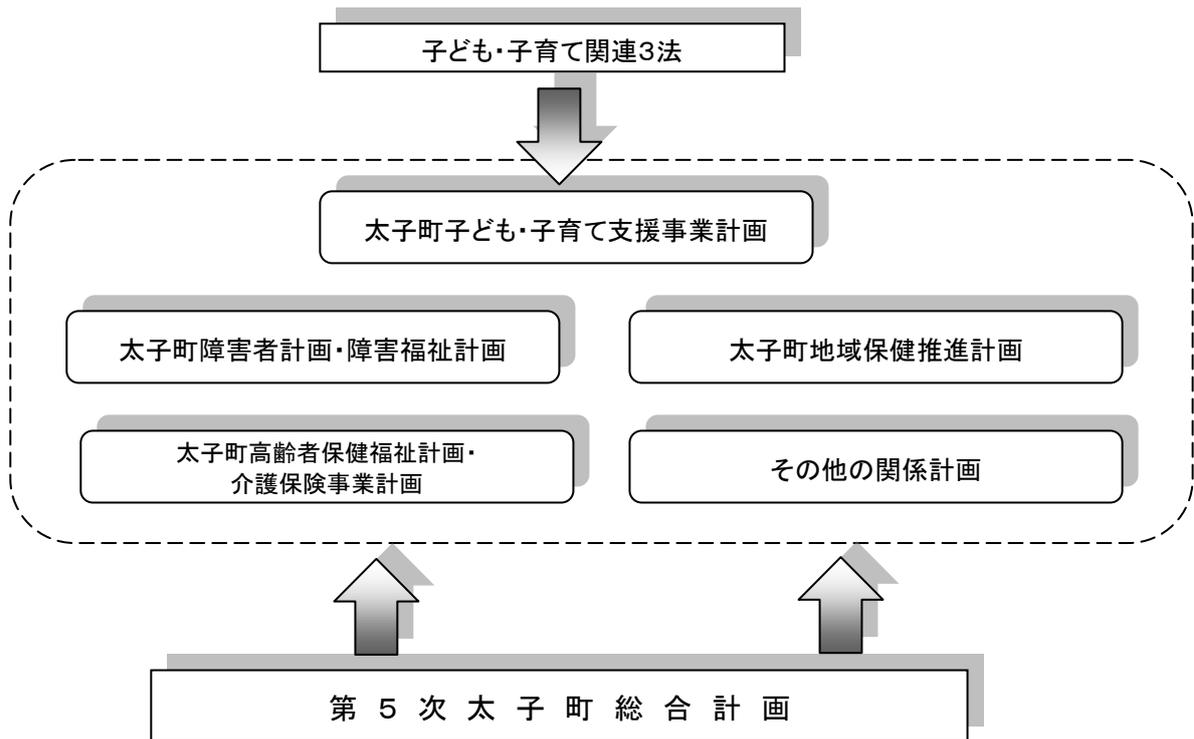
本町においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「太子町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から21年度までを前期計画、22年度から26年度までを後期計画として、本町における子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、平成27年度からの実施に向け準備が進められている「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。

## 2. 計画の性格

この計画は、「第5次太子町総合計画」を上位計画とした、部門別計画の一つとして位置づけ、すべての子どもと子育てをしている家庭を対象として、本町が今後進めていくべき施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指します。



### 3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援行動計画を継承し、平成27年度を初年度として平成31年度までの5年間を計画期間とします。さらに、この行動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくこととします。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	計画策定	太子町子ども・子育て支援事業計画期間				
次世代育成支援行動計画		継承				

## 第2章 太子町の子ども・子育てに関する現状

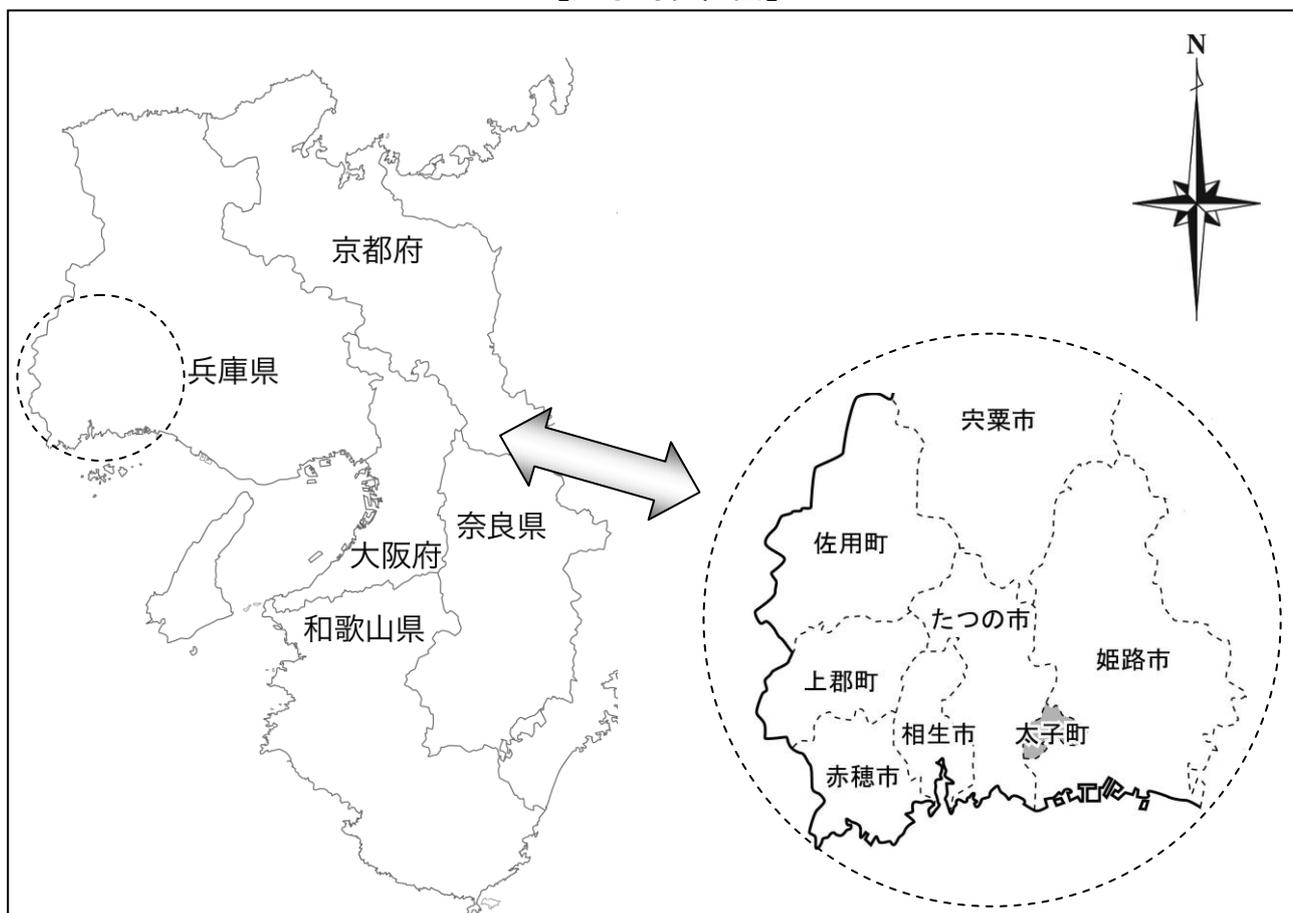
### 1. 位置、地勢、人口

本町は、兵庫県南西部（西播磨地域）に位置し、面積は22.62㎢で、姫路市、たつの市の2市に隣接しています。

平成22年の国勢調査において、兵庫県下12町で最も人口が多くなりました。その後、人口はやや減少傾向にありますが、姫路や阪神地区へのアクセスの良さと緑豊かで良好な住環境により、本町の居住ニーズは高いといえます。

平成26年6月1日現在の人口は34,551人です。

【太子町位置図】



## 2. 人口の推移

### (1) 総人口及び15歳未満人口の推移

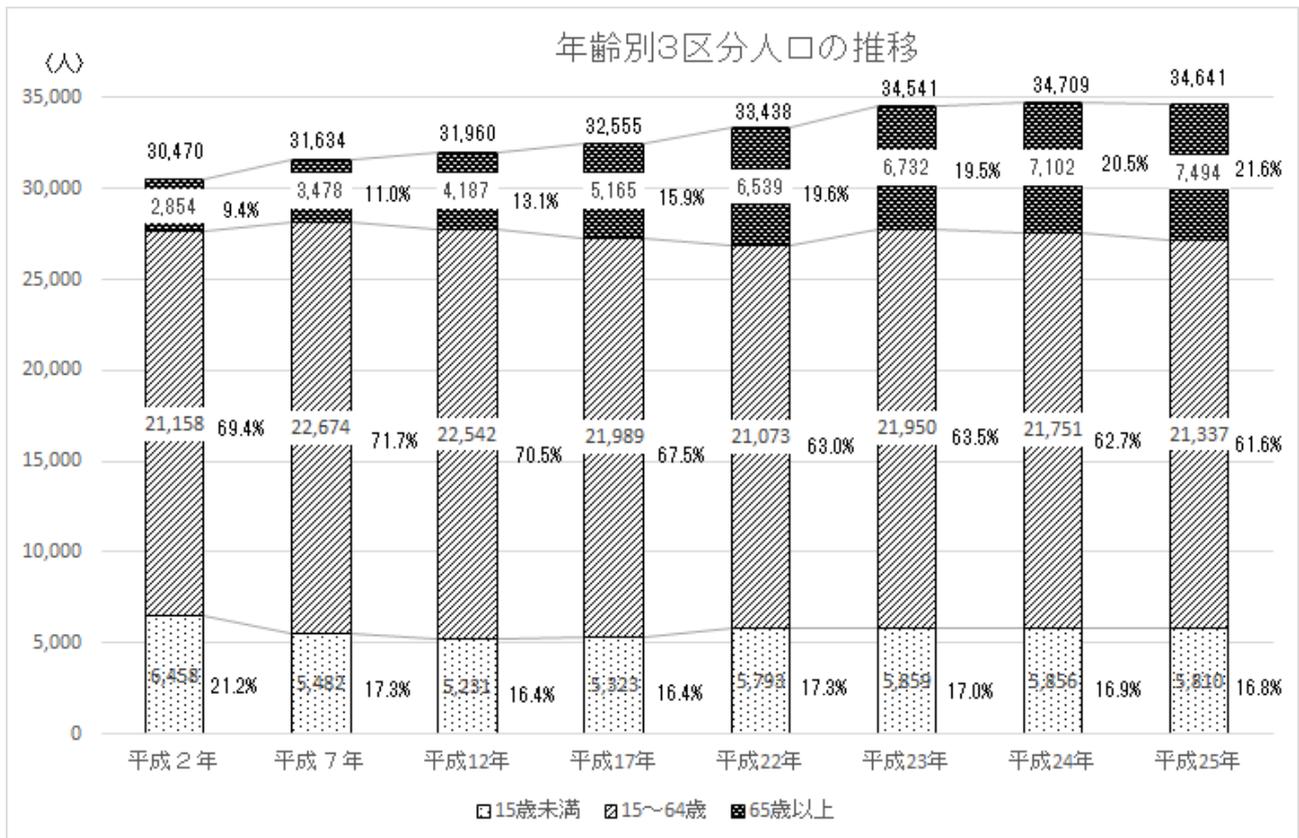
本町は、姫路や阪神地区に隣接し通勤圏に位置するため、宅地開発が進み、大都市圏からの人口流入により、総人口は増加傾向を示してきました。

しかし、15歳未満人口は、平成2年から12年にかけて1,000人以上減少し、平成17年以降は増加・横ばい傾向がみられます。

### (2) 年齢別3区分人口の推移

15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢人口の年齢別3区分でみると、平成2年以降、年少人口の減少傾向と高齢人口の増加傾向がみられます。生産年齢人口は平成7年までは増加傾向にありましたが、それ以降減少傾向に転じ、平成22年以降は緩やかに減少・横ばい傾向で推移しています。

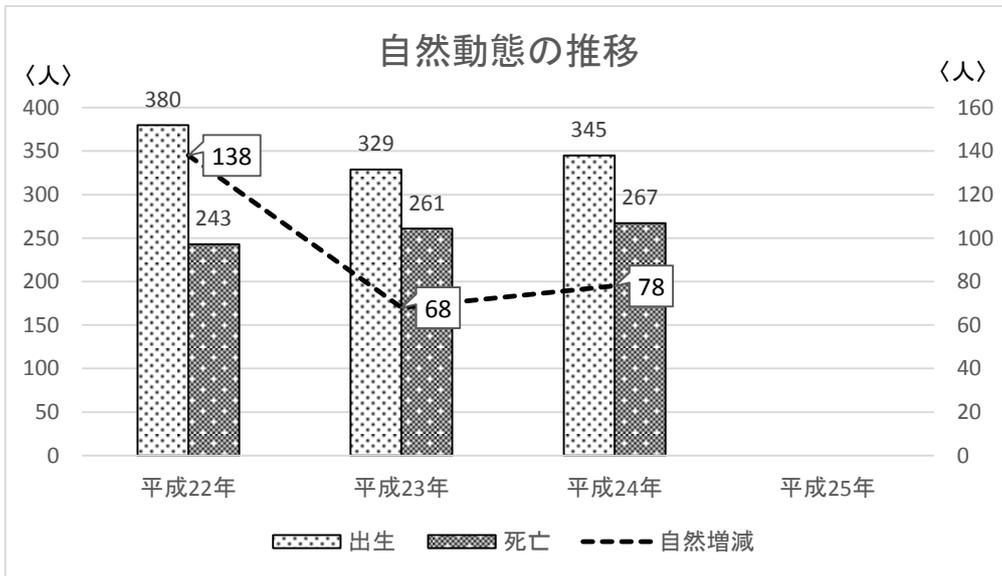
このことから、緩やかに少子・高齢化が進行していることがわかります。



資料：平成22年まで国勢調査、平成23年以降は住民基本台帳

### (3) 自然動態の状況

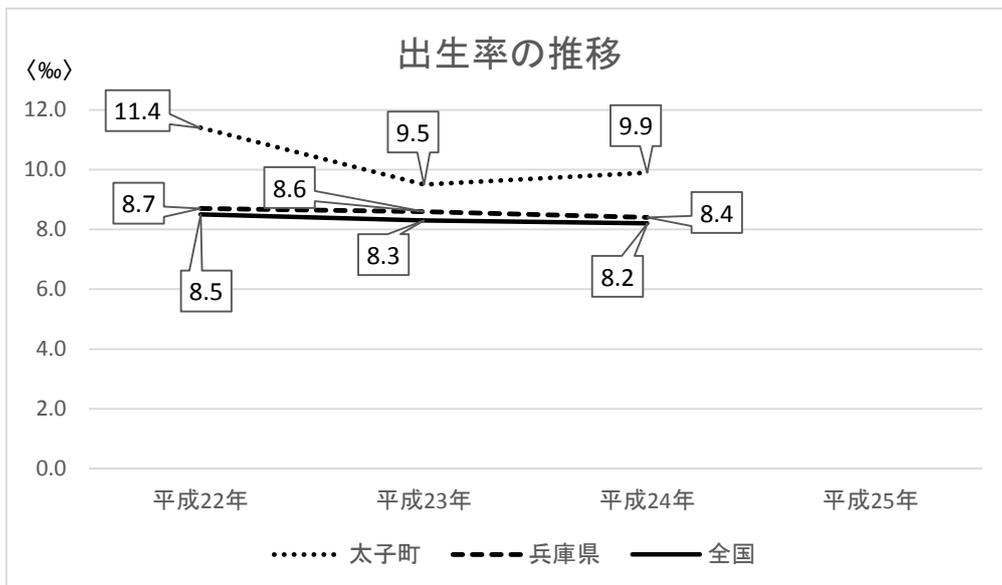
近年の自然動態からその推移をみると、平成22年以降は出生数が減少傾向、死亡数が増加傾向にあり、自然増減は減少傾向にあります。



資料: 人口動態統計

### (4) 出生の状況

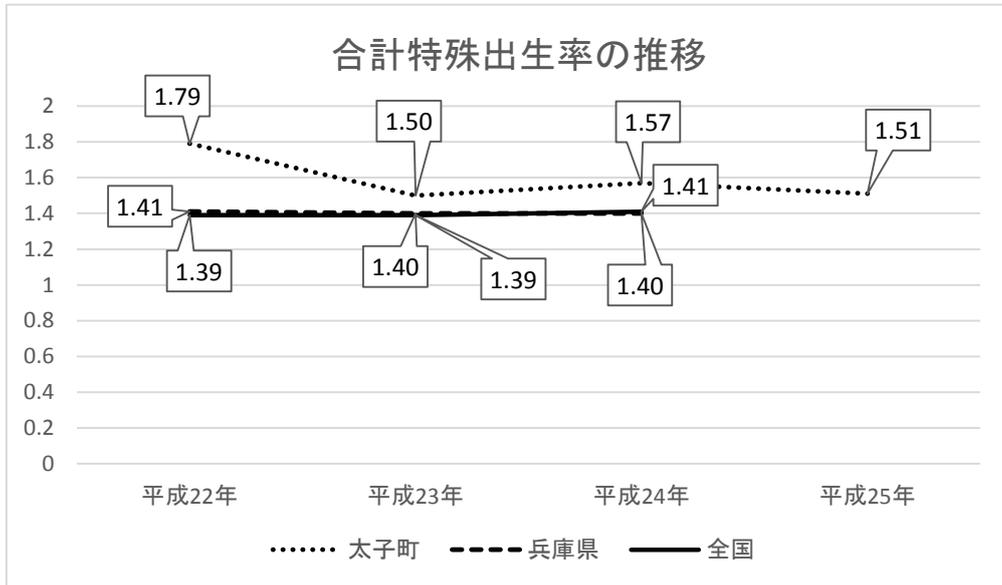
出生の状況について、出生率（人口千対比）の推移をみると、県及び全国を上回って推移しています。



資料: 人口動態統計

(5) 合計特殊出生率の状況

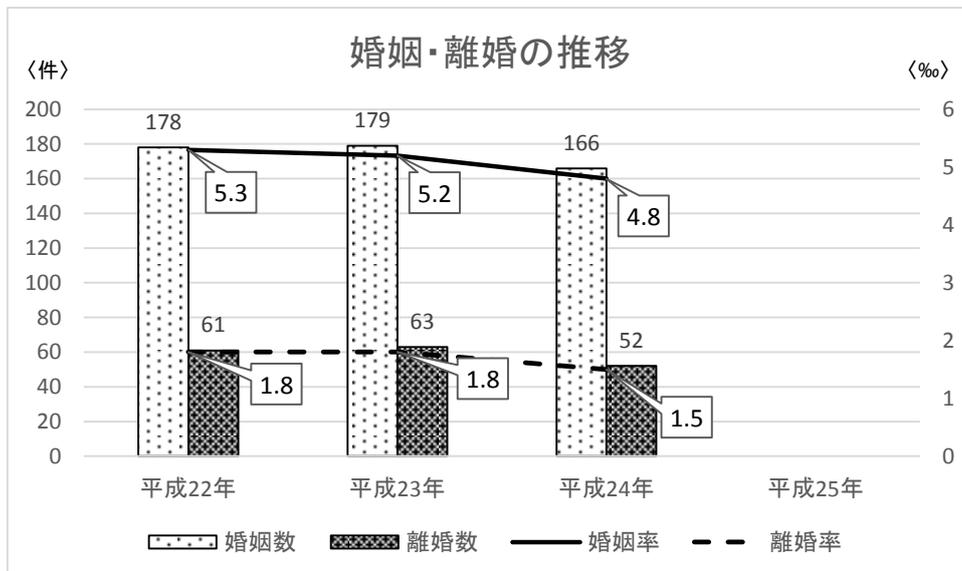
出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を合計し、1人の女性の生涯で何人の子どもを産むのかを推計した合計特殊出生率の推移をみると、県及び全国を上回って推移しています。



資料：人口動態統計

(6) 婚姻等の動向

婚姻数、離婚数は年によって増減がありますが、婚姻数、離婚数ともは横ばい・微減傾向にあります。

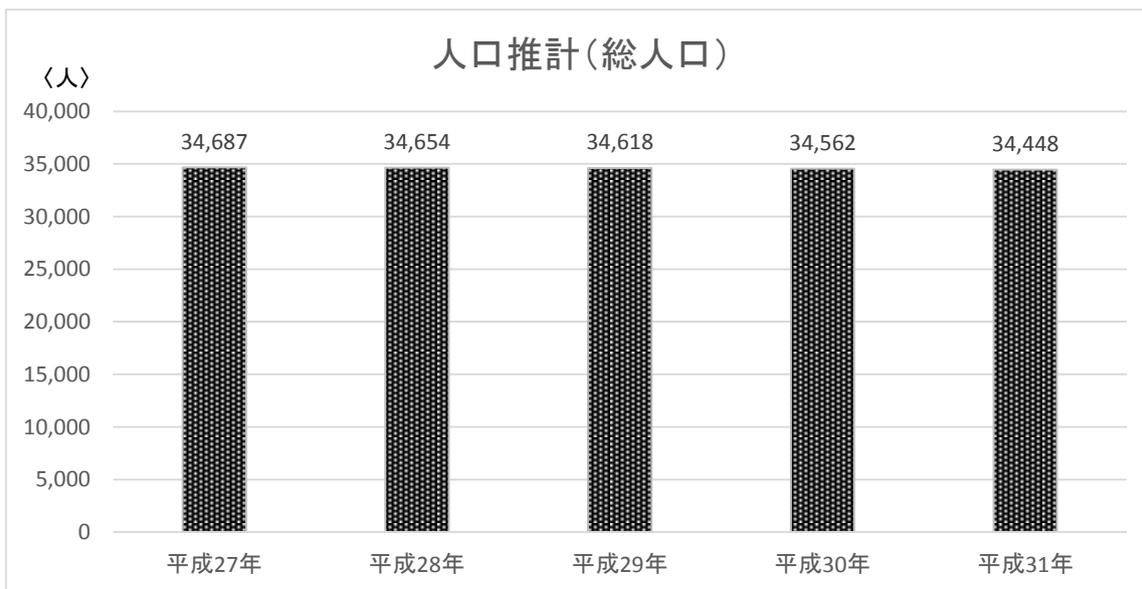


資料：人口動態統計

## (7) 人口推計

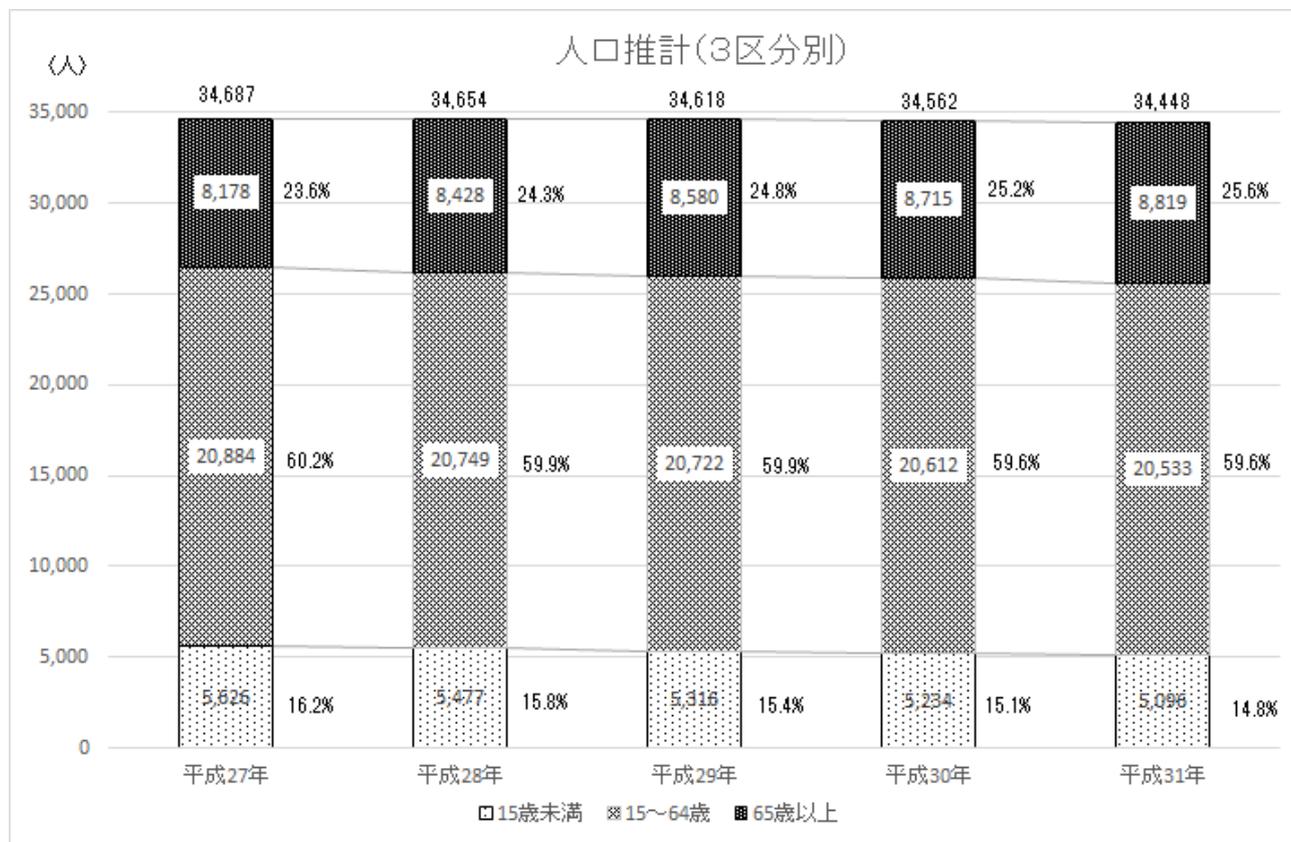
平成 25 年の住民基本台帳（10 月 1 日現在）に基づく、コーホート変化率法\*による人口推計では、本計画の最終年である平成 31 年には町の総人口は 34,448 人になり、今後 5 年で緩やかに人口が減少することが予測されます。

\*コーホート変化率法：あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。



また、人口推計から年齢別3区分人口をみると、15歳未満と15～64歳は減少し、65歳以上が増加します。

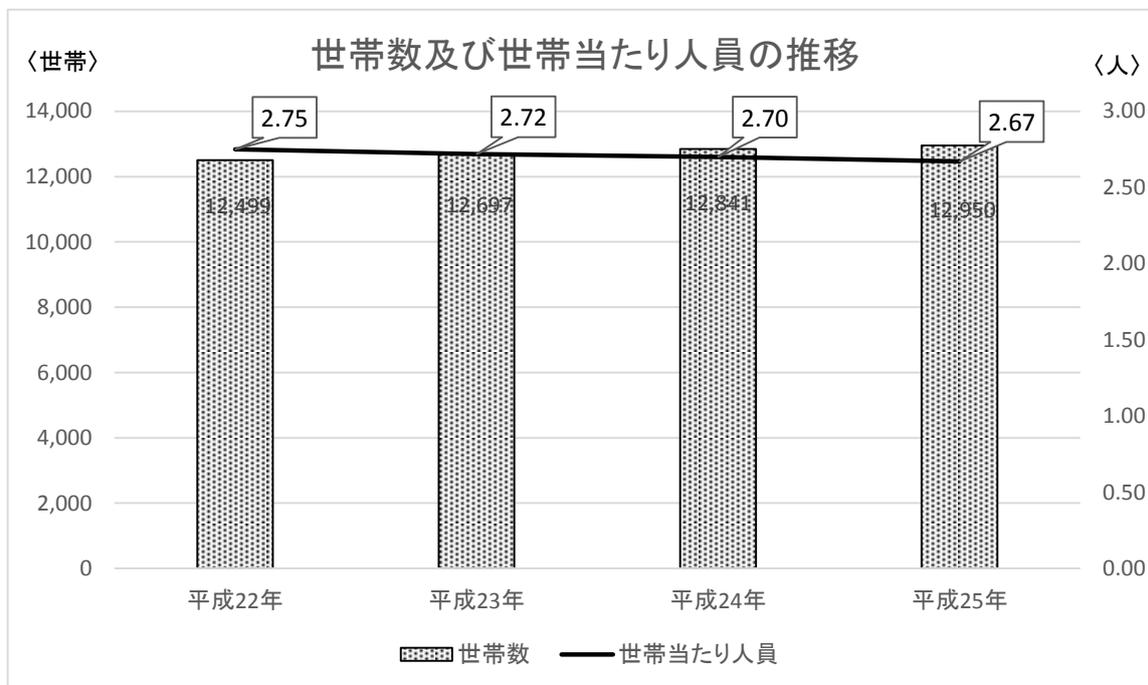
本計画の最終年である平成31年には15歳未満は5,096人に減少し、65歳以上は8,819人に増加し、さらなる少子・高齢化の傾向がみられます。



### 3. 家庭・就労の状況

#### (1) 世帯数の推移

近年の世帯数の推移をみると、平成22年から一貫して増加傾向がみられます。一方、世帯当たり人員は横ばい・微減傾向にあり、核家族化の進行はほぼ停止していることが伺えます。

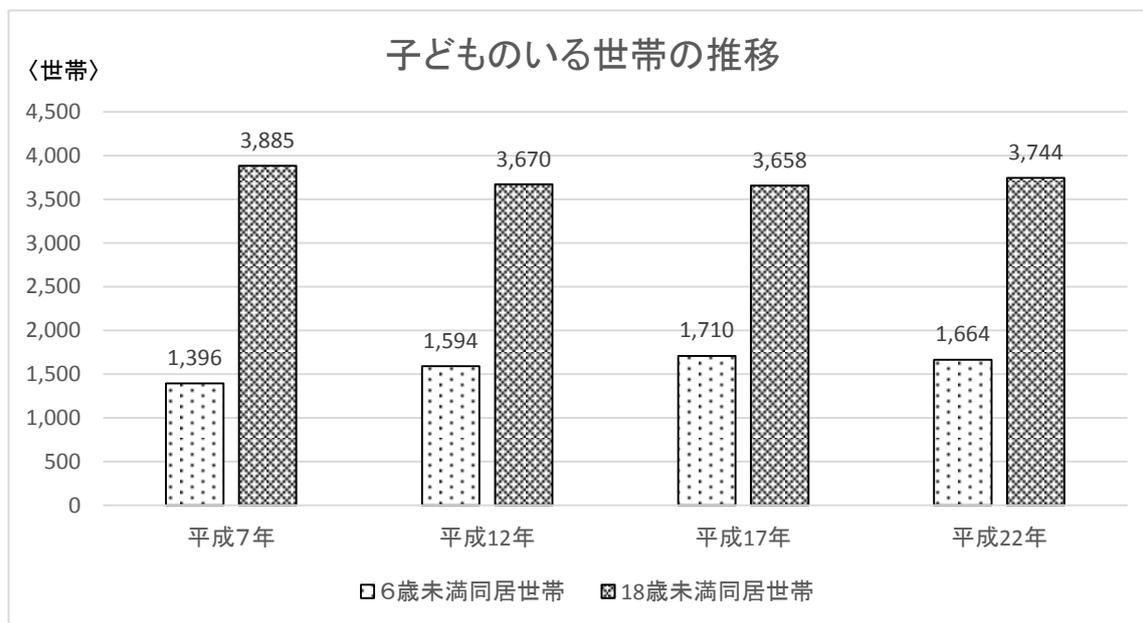


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

## (2) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況をみると、6歳未満の親族のいる世帯は平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年には減少に転じています。

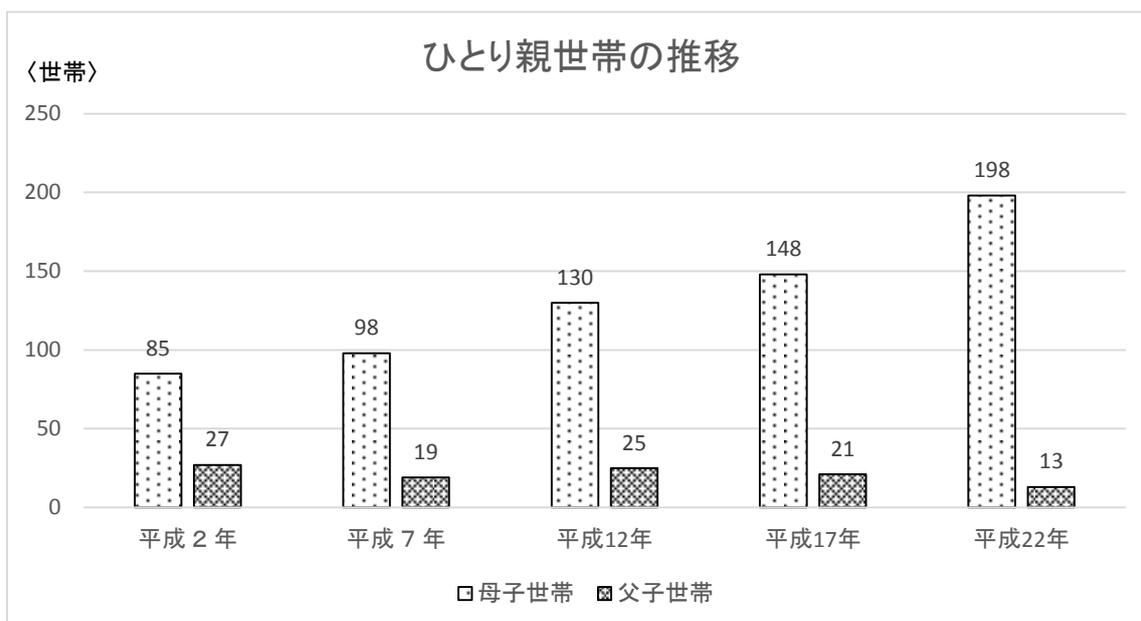
一方、18歳未満の親族のいる世帯は平成17年まで減少傾向にありましたが、平成22年には増加に転じました。



## (3) ひとり親世帯の状況

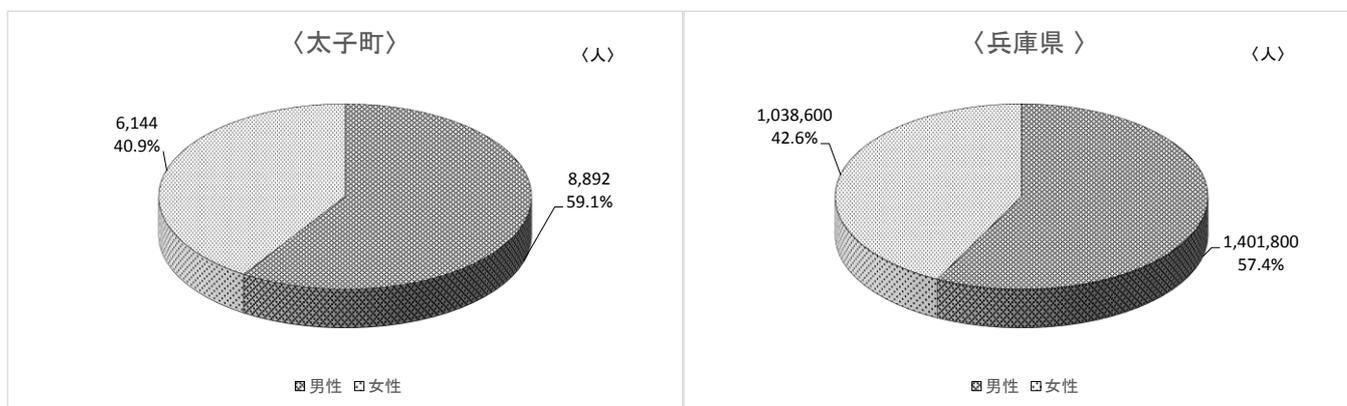
ひとり親世帯の状況をみると、母子世帯は増加傾向にあり、特に平成17年から22年までの5年間に50世帯増加しています。

一方、父子世帯は横ばいから減少傾向がみられます。



#### (4) 就業の状況

平成 22 年における男女別就業者数をみると、男女の割合はほぼ 6 対 4 になり、県全体での割合と類似する傾向を示していますが、女性の占める割合が、県と比較して 1.7 ポイント低くなっています。



資料：国勢調査（平成 22 年）

平成 22 年における女性の年齢別就業率をみると、本町及び県においては M 字型の就業状況を示しています。20 歳から 24 歳、25 歳から 29 歳で高い就業率を示しますが、30 歳から 34 歳で低下し、40 歳から 44 歳で再び高い値に回復します。これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを反映したものです。

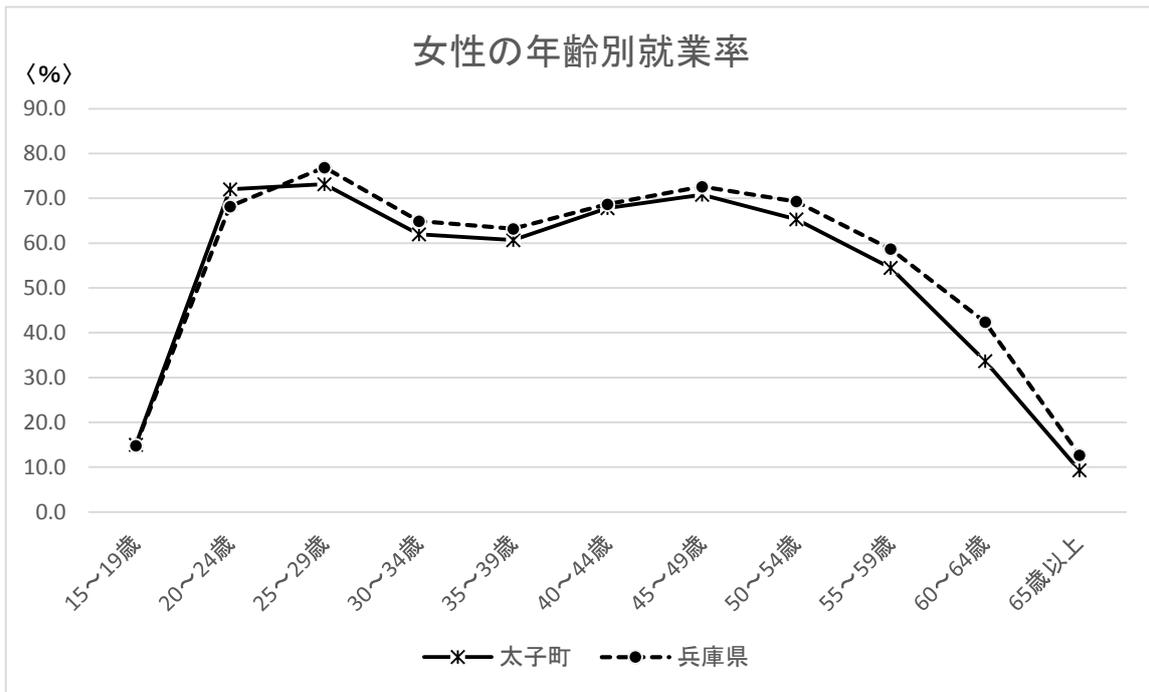
また、県と比較すると、本町の実業率は県における就業率より 20 歳から 24 歳以外はすべて下回っています。

#### ■ 女性の年齢別就業率

(%)

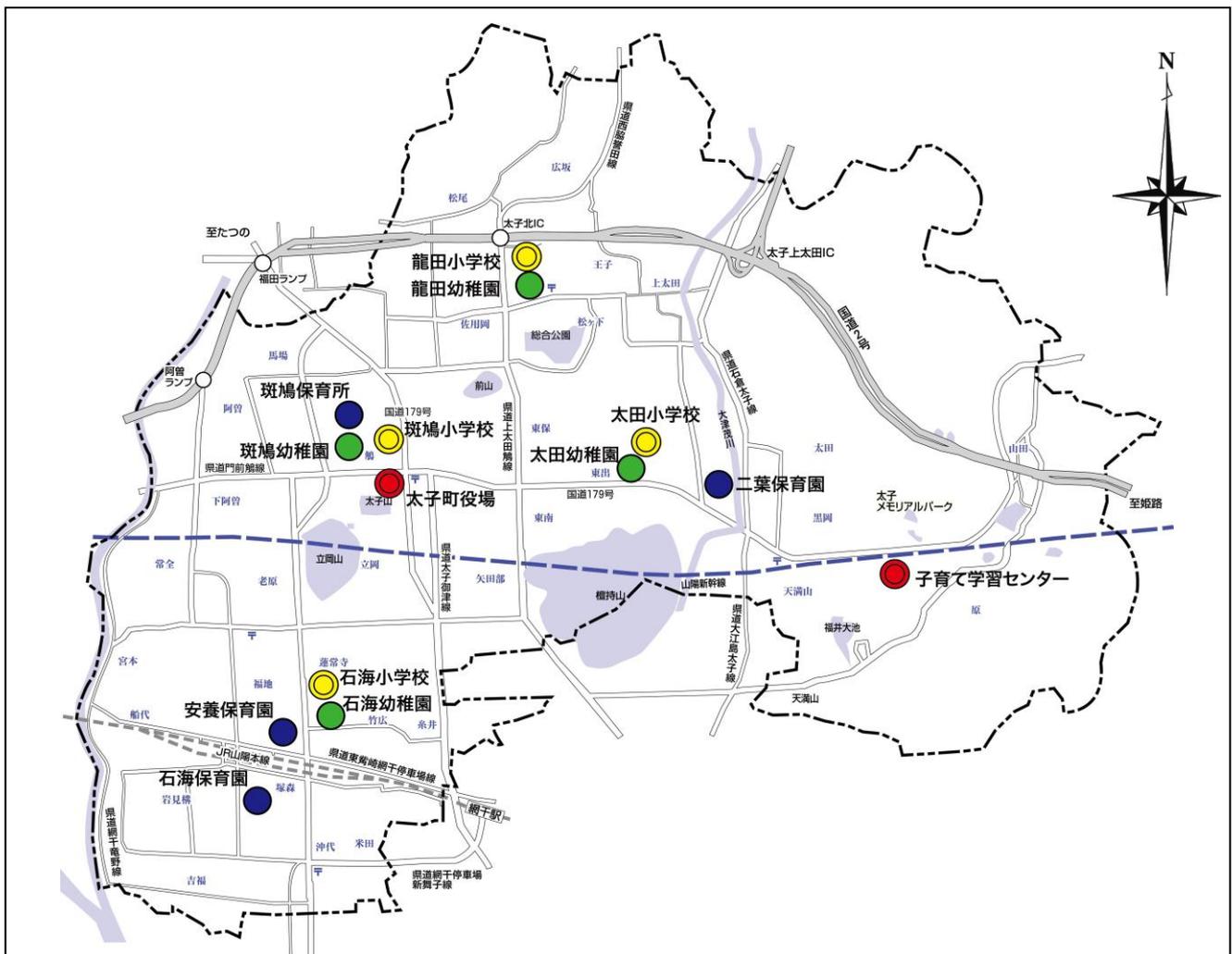
年齢	太子町	兵庫県
15～19 歳	15.0	14.8
20～24 歳	72.0	68.2
25～29 歳	73.2	76.9
30～34 歳	62.0	64.9
35～39 歳	60.7	63.2
40～44 歳	67.8	68.7
45～49 歳	70.8	72.6
50～54 歳	65.3	69.3
55～59 歳	54.5	58.7
60～64 歳	33.7	42.4
65 歳以上	9.3	12.7

資料：国勢調査（平成 22 年）



#### 4. 子どもの状況と子育ての実態

【町内の小学校、幼稚園、保育所（園）の配置図】



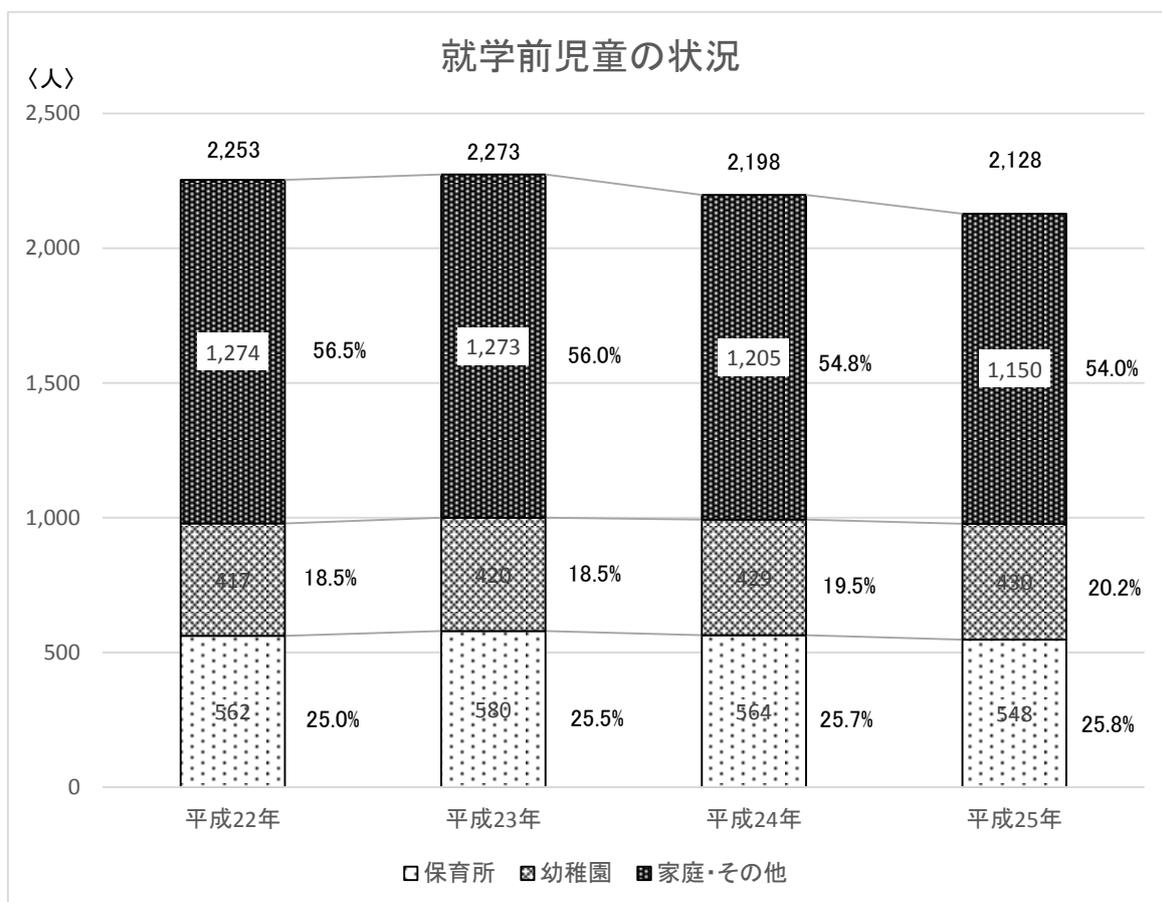
## (1) 就学前児童の状況

町内では認可保育所が4ヶ所あり、幼稚園も4ヶ所あります。

### ■ 町内の保育所・幼稚園

名 称	施 設 の 種 類
斑鳩保育所	認可保育所
二葉保育園	認可保育所
安養保育園	認可保育所
石海保育園	認可保育所
龍田幼稚園	幼稚園
斑鳩幼稚園	幼稚園
太田幼稚園	幼稚園
石海幼稚園	幼稚園

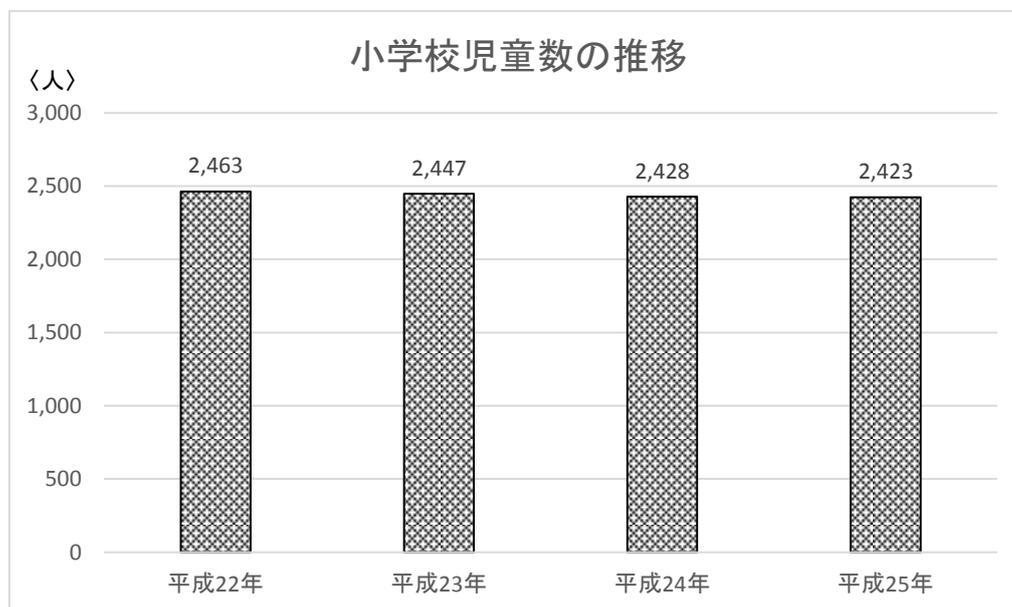
また、町内では全体の児童数が減少している中で、家庭等で過ごす就学前児童の割合が減少し、保育所、幼稚園に通う児童の割合が増加傾向にあります。



資料：太子町社会福祉課（各年度3月1日）  
 学校基本調査（各年5月1日）  
 住民基本台帳（各年10月1日）

## (2) 小学校児童の状況

町内には、龍田小学校、斑鳩小学校、太田小学校、石海小学校の4ヶ所があり、近年の児童数は次のように減少傾向で推移しています。



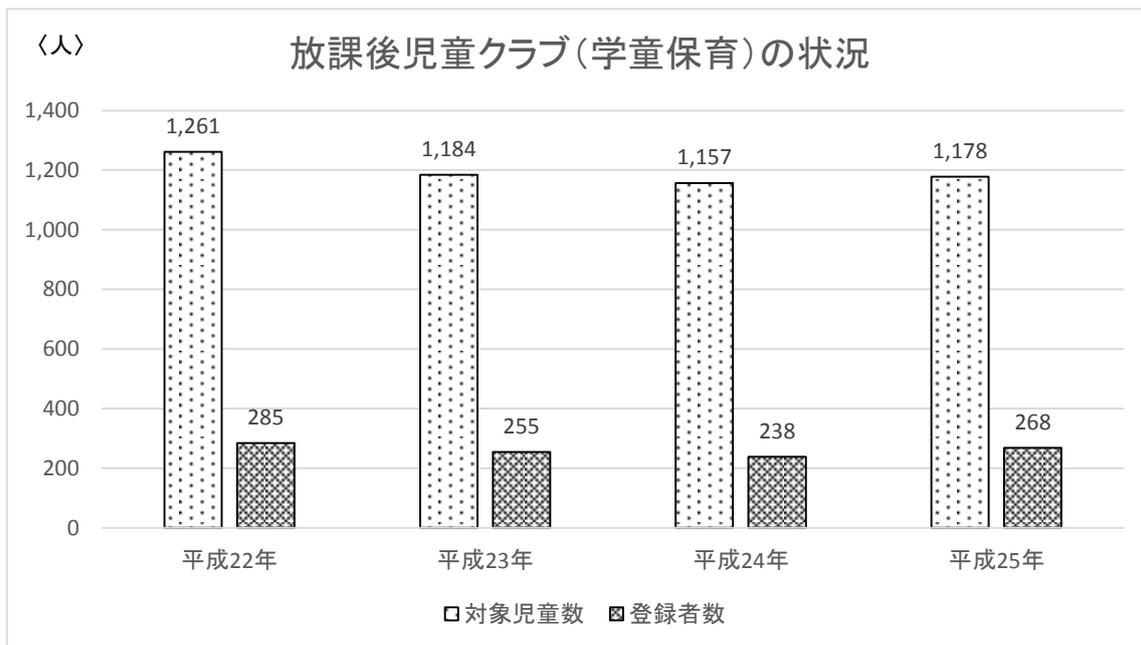
資料：学校基本調査（各年5月1日）

## (3) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

保護者が働いている家庭などの小学生の放課後の遊び場・居場所を提供する学童保育は平成19年度より国において、「放課後子どもプラン」\*の中で、「放課後児童クラブ」として位置づけられています。

町においては1～3年生の低学年を対象にしていますが、夏休みなどの長期休業期間中のみ、4年生も受けて入れています。

\*放課後子どもプランとは、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施するものです。



#### (4) 放課後子ども教室の状況

平成19年度より国において、「放課後子どもプラン」に基づく「放課後子ども教室推進事業」が創設されました。この事業は、すべての子どもを対象とし、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する事業です。

本町においては、中央公民館や各地区公民館を利用して1年生から6年生までを対象に、勉強やスポーツ、文化活動などを通して、子どもたちが安全に楽しく過ごせる場を提供しています。

#### ■ 放課後子ども教室の状況

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
登録人数	271	290	309	313	
月別の平均参加人数	6月	80	60	92	159
	7月	71	65	49	77
	8月	61	70	76	125
	9月	58	56	25	77
	10月	69	63	71	87
	11月	53	56	53	109
	12月	66	81	74	93
	1月	38	22	98	93
	2月	59	62	79	99
	3月	65	69	67	110

資料：太子町教育委員会

### 第3章 今後の課題と施策の大綱

#### 1. アンケート調査結果

##### (1) 調査の方法等

名 称	子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査
調査対象	平成 25 年 12 月 1 日現在、太子町在住の 0 歳から小学 3 年生までの児童がいる同居する世帯（悉皆調査）。
調査方法	調査票を対象児童宛に郵送し、無記名で郵便により返送（町内の保育所（園）・幼稚園・小学校等に通園・通学していない児童）。 保育所（園）・幼稚園・小学校等で配布し、無記名で保育所（園）・幼稚園・小学校等で回収。
調査期間	平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月 （アンケート調査票の配布、調査、回収）
回収状況	配布数 2, 291 通、回収数 1, 180 通 回収率 51. 5%

##### (2) 調査結果の概要

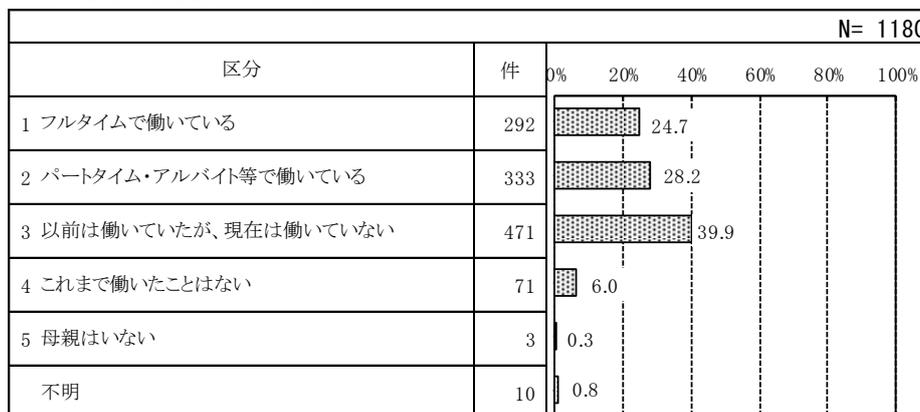
- ・調査結果として集計された数値において、比率はすべて百分率（%）で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。そのため、回答比率の合計が 100. 0%にならないことがあります。
- ・複数回答の場合は、回答比率の合計が 100. 0%を超えることがあります。
- ・集計結果のグラフや表において、便宜上、回答選択肢の項目を簡略化していることがあります。
- ・グラフにおいて「N」は各設問の有効回答者数を示しています。

## 保護者の方の、現在の就労状況（自営業等も含む）をお答えください

### 就労状況（母）

母親の就労状況は、以前は働いていたが、現在は働いていないが39.9%で最も高い割合を占め、パートタイム・アルバイト等で働いているが28.2%、フルタイムで働いているが24.7%で続きます。

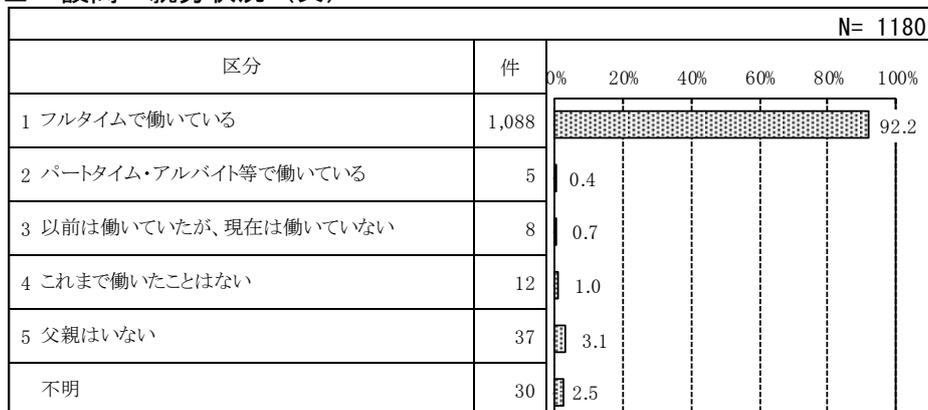
#### ■ 設問 就労状況（母）



### 就労状況（父）

父親の就労状況は、フルタイムで働いているが92.2%を占め、全体の9割を超えています。

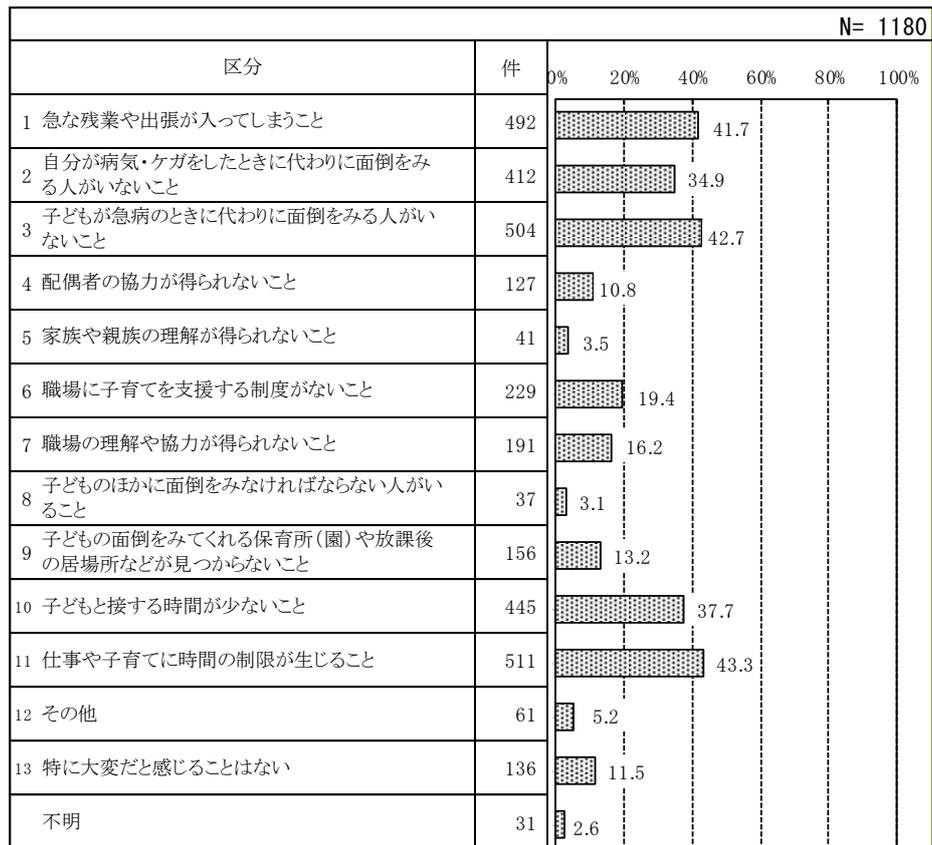
#### ■ 設問 就労状況（父）



### 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか。（複数回答）

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、仕事や子育てに時間の制限が生じることが、43.3%で最も高い割合を占め、子どもが急病のときに代わりに面倒をみる人がいないことが42.7%、急な残業や出張が入ってしまうことが41.7%で続きます。

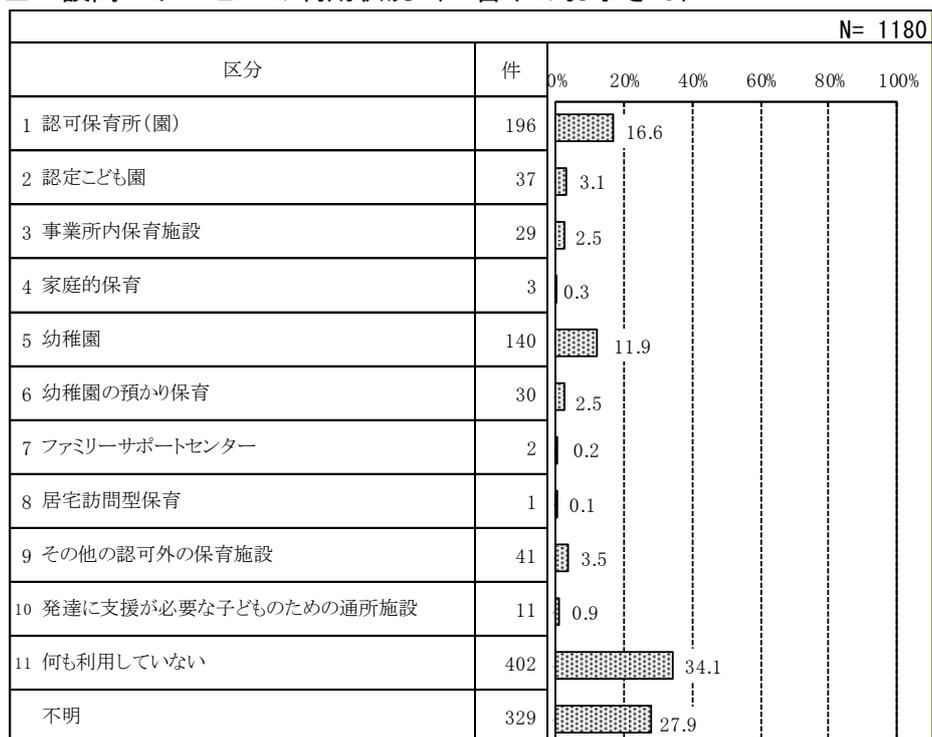
■ 設問 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること



幼児期の教育・保育サービスの利用状況（一番下のお子さん 複数回答）

一番下の子どもが利用しているサービスは、何も利用していないが34.1%で最も高い割合を占め、認可保育所（園）が16.5%、幼稚園が11.9%で続きます。

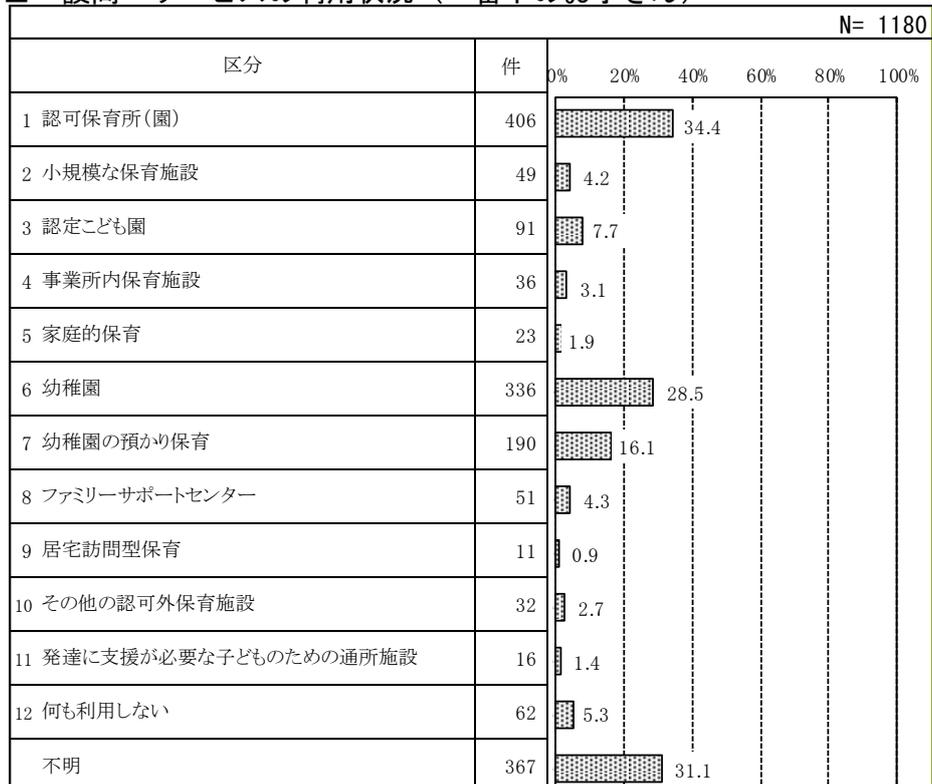
■ 設問 サービスの利用状況（一番下のお子さん）



利用したいサービス（一番下のお子さん 複数回答）

一番下の子どもの利用したいサービスは、認可保育所（園）が 34.4%で最も高い割合を占め、幼稚園が 28.5%、幼稚園の預かり保育が 16.1%で続きます。

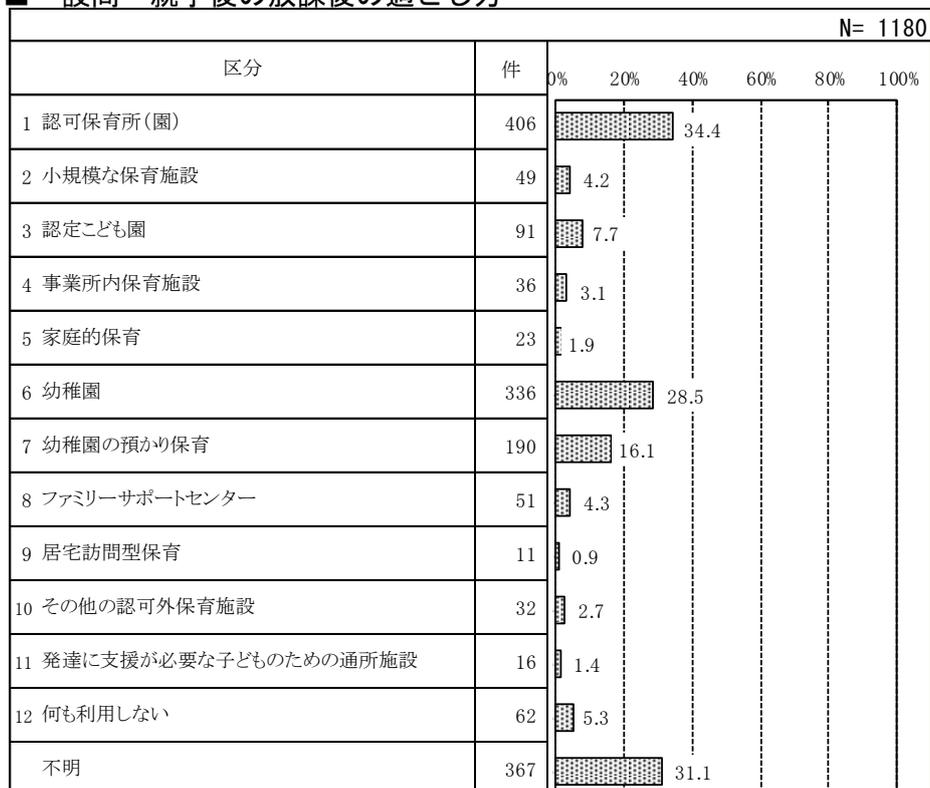
■ 設問 サービスの利用状況（一番下のお子さん）



**小学校入学前のお子さんが小学校に入学したら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）**

就学後の放課後の過ごし方は、自宅が40.2%で最も高い割合を占め、学童保育園が27.5%、学習塾や習い事が23.6%、祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などの家が23.4%で続きます。

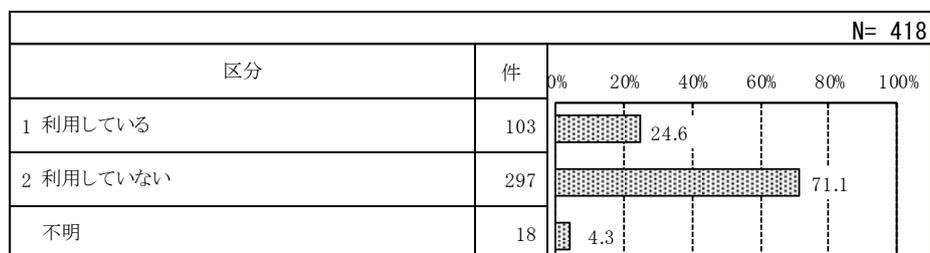
**■ 設問 就学後の放課後の過ごし方**



**学童保育園の利用状況（一番下のお子さん）**

小学生で一番下の子ども418件のうち、学童保育園の利用希望は、利用希望はいいが35.8%を占め、利用したいが21.4%を占めています。

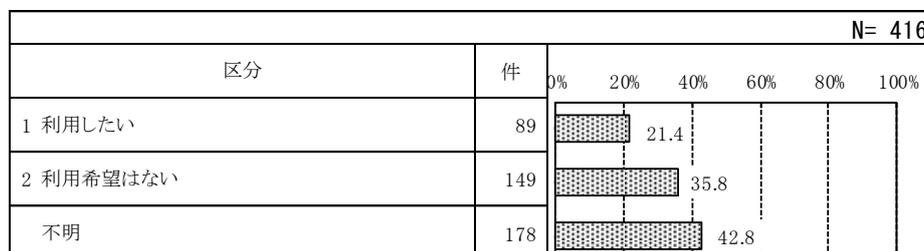
**■ 設問 学童保育園の利用状況**



## 学童保育園の利用希望（一番下のお子さん）

小学生で一番下の子ども 418 件のうち、学童保育園の利用希望は、利用希望はないが 35.8%を占め、利用したいが 21.4%を占めています。

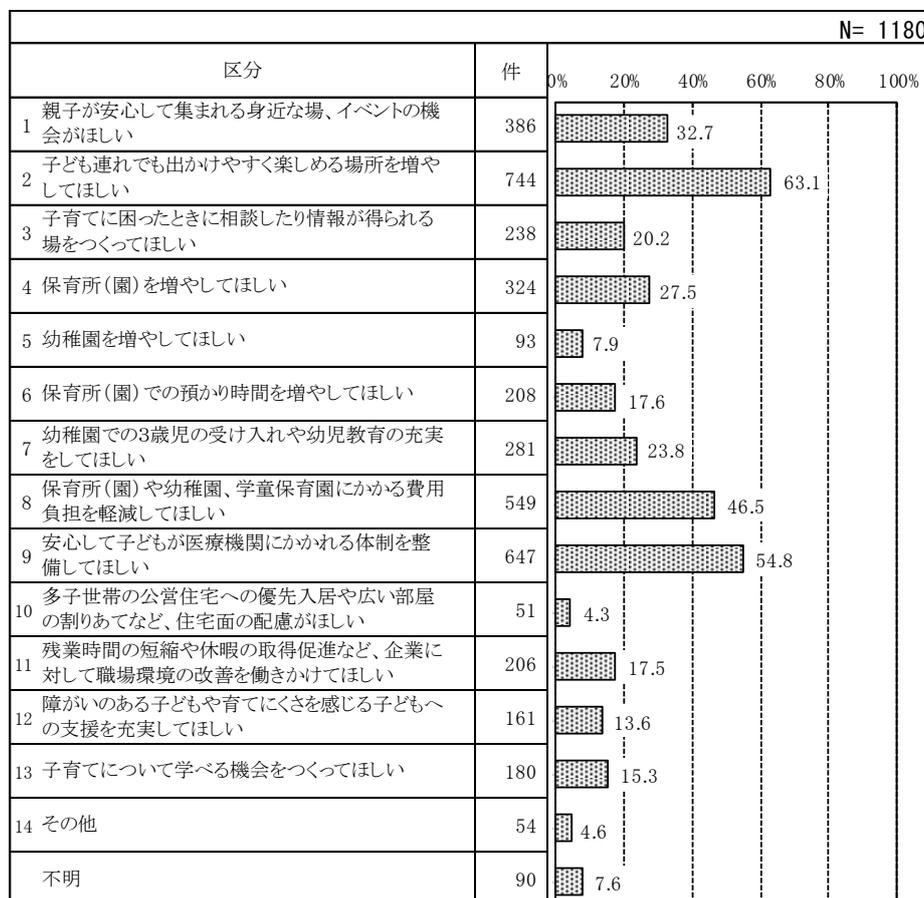
### ■ 設問 学童保育園の利用希望



## 子育てを支援するために、どのようなことにもっと力を入れてほしいと思われますか。（複数回答）

もっと力を入れてほしいことでは、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいが 63.1%で最も高い割合を占め、安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしいが 54.8%、保育所（園）や幼稚園、学童保育園にかかる費用負担を軽減してほしいが 46.5%、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしいが 32.7%で続きます。

### ■ 設問 もっと力を入れてほしいこと



## 2. 次世代育成支援行動計画の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）は、次の5つ基本目標に基づいて計画的、総合的に各種施策の展開を進めました。ここではその進捗状況を庁内調査によって個別に確認し、課題を検討することになります。

### （1） 後期計画の施策の体系

（基本理念）

誰もが安心して子どもを生み、喜びや楽しみを持ちながら子育てができる、またすべての子どもが心豊かに育っていけるよう、環境や条件づくりに積極的に取り組んでいけるまちづくり

（計画の目標）

#### 1. 安心して家庭で子育てができる環境の整備

- （1）相談・指導、情報交換の場の充実
- （2）子育て費用の負担軽減
- （3）ひとり親家庭への支援
- （4）児童虐待の防止
- （5）障害のある子どもへの支援の充実

#### 2. 仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進

- （1）仕事と生活の調和の実現
- （2）保育サービスの充実
- （3）放課後児童対策の充実
- （4）在宅児の子育て支援

#### 3. 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実

- （1）幼児健康診査等の充実
- （2）母子健康相談、健康教育等の充実
- （3）医療体制の充実

#### 4. 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

- （1）生活環境の整備
- （2）健全な遊び環境の整備

#### 5. たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成

- （1）就学前教育の充実
- （2）生涯学習社会の構築
- （3）特色・活力のある学校教育の推進
- （4）有害環境対策の推進

## (2) 後期計画の施策

### ①安心して家庭で子育てができる環境の整備

相談・指導、情報交換の場の充実			
施策	担当部署	施策	担当部署
相談・支援体制の充実	社会福祉課	育児教育の充実	さわやか健康課
保護者同士の交流の場の充実	社会福祉課	子育て情報の提供	社会福祉課
子育てグループ活動への支援	社会福祉課	保育所情報の提供	社会福祉課
保育所の子育て支援機能の充実	社会福祉課	不妊相談の充実	さわやか健康課

ひとり親家庭への支援			
施策	担当部署	施策	担当部署
母子家庭への自立支援の推進	社会福祉課	母子父子家庭支援事業の周知	町民課
母子父子家庭への経済的支援	社会福祉課	母子家庭の交流促進	社会福祉課

児童虐待の防止			
施策	担当部署	施策	担当部署
要保護児童対策地域協議会の機能強化	社会福祉課	児童の虐待防止対策	社会福祉課 さわやか健康課

障害のある子どもへの支援の充実			
施策	担当部署	施策	担当部署
早期療育体制の整備	社会福祉課 さわやか健康課	特別支援教育推進体制の充実	管理課
障害児保育の充実	社会福祉課 社会教育課		

## ②仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進

仕事と生活の調和の実現			
施策	担当部署	施策	担当部署
多様な働き方を可能にするための情報提供	産業経済課	多様な働き方の実現	産業経済課
企業向け啓発の推進	産業経済課	復職、再就職しやすい職場環境の整備	産業経済課
育児休業制度の導入、利用促進	産業経済課		

保育サービスの充実			
施策	担当部署	施策	担当部署
保育の質の向上	社会福祉課	土曜保育の周知	社会福祉課
多様な保育サービスの充実	社会福祉課	障害児保育体制の充実	社会福祉課
乳児保育の充実	社会福祉課	ファミリー・サポート・センターの整備	社会福祉課
延長保育の充実	社会福祉課	保育施設の環境整備	社会福祉課

放課後児童対策の充実			
施策	担当部署	施策	担当部署
放課後児童健全育成事業の充実	社会教育課	放課後児童クラブの施設整備	社会教育課

在宅児の子育て支援			
施策	担当部署	施策	担当部署
緊急保育の充実	社会福祉課	乳児家庭全戸訪問事業	社会福祉課さわやか健康課
短期入所（子育て家庭ショートステイ）事業	社会福祉課	主任児童委員・児童委員活動の推進	社会福祉課

男女共同参画意識の啓発			
施策	担当部署	施策	担当部署
男女平等の職場づくりに向けた意識づくり	総務課	「太子町男女共同参画プラン」の推進	企画政策課
男女がともに築く家庭教育の機会の提供	さわやか健康課		

### ③健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実

幼児健康診査等の充実			
施策	担当部署	施策	担当部署
健康診査の充実・質の向上	さわやか健康課	未受診者フォロー体制の充実	さわやか健康課
受診後フォロー体制の充実	さわやか健康課	予防接種体制の充実	さわやか健康課

母子健康相談、健康教育等の充実			
施策	担当部署	施策	担当部署
訪問指導の推進	さわやか健康課	地域療育ネットワークの強化	さわやか健康課
相談指導事業の充実	さわやか健康課	歯科健診・歯科保健指導の充実	さわやか健康課 管理課
健康教育の充実	さわやか健康課 社会福祉課	思春期保健対策の充実	さわやか健康課
療育相談の充実	さわやか健康課 社会福祉課		

医療体制の充実			
施策	担当部署	施策	担当部署
小児科医療体制の充実	さわやか健康課		

### ④子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

生活環境の整備			
施策	担当部署	施策	担当部署
子どもにやさしいまちづくりの推進	街づくり課	安全な交通環境の整備	街づくり課
住宅環境の整備	街づくり課	交通安全対策の推進	生活環境課
公共施設の保育設備整備の推進	街づくり課 社会福祉課	防犯対策の推進	生活環境課

健全な遊び環境の整備			
施策	担当部署	施策	担当部署
子どもの居場所づくりの推進	社会教育課	公園の環境整備・美化	街づくり課
公園整備と利用促進	街づくり課	放課後校庭の活用促進	管理課 社会教育課
総合公園の利用促進	街づくり課	児童館・子育て学習センターの充実	社会福祉課

⑤たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成

就学前教育の充実			
施策	担当部署	施策	担当部署
預かり保育の充実	管理課	障害児教育の原点・本質の定着	管理課
幼稚園教育内容の創意工夫	管理課	園庭開放事業の充実	管理課
相談事業の実施	管理課		

生涯学習社会の構築			
施策	担当部署	施策	担当部署
多様な生活体験の場の確保	社会教育課	スポーツ活動の推進	社会教育課
家庭・地域ぐるみでの子どもの育成	社会教育課	図書館・図書室の充実	社会教育課 社会福祉課
子ども会活動の充実	社会教育課	地域文化の伝承	社会教育課

特色・活力のある学校教育の推進			
施策	担当部署	施策	担当部署
地域に信頼される学校づくりの推進	管理課	道徳教育・人権教育の推進	管理課
生きる力を育てる教育の推進	管理課	障害のある子どもへの教育の充実	管理課
基礎学力の定着と向上	管理課	いじめや不登校などへの対応	管理課

有害環境対策の推進			
施策	担当部署	施策	担当部署
情報通信機器の健全利用促進	管理課		

### (3) 施策の変更等

未実施施策や施策の変更等について、ここで簡単にまとめておくことにします。

#### ①安心して家庭で子育てができる環境の整備

特に変更等はありません。

#### ②仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進

「延長保育の充実」と「ファミリー・サポート・センターの整備」は平成 26 年度まで未実施です。「放課後児童健全育成事業の充実」は平成 27 年度から対象を全学年に拡大予定です。

#### ④子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

「公園整備と利用促進」は町内公園のパンフレットを平成 26 年度中に作成・配布予定です。

#### ⑤たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成

「スポーツ活動の推進」は平成 26 年度まで未実施です。

### 3. 課題の抽出

太子町における子どもや子育て支援に関する今後の検討課題について以下に整理します。

#### 太子町の現状より

##### 【子どもをめぐる現状】

- 人口推移、人口推計ともに緩やかに少子・高齢化が進行しつつあり、平成 31 年には総人口が 34,448 人、15 歳未満は 5,096 人に減少する見込み。
- 出生率及び合計特殊出生率の推移を見ると、本町では県及び全国を上回って推移している。
- 一世帯あたりの人員は平成 22 年では 2.75 人、平成 25 年では 2.67 人とほぼ横ばいで、6 歳未満の親族のいる世帯は、平成 17 年には増加傾向にありましたが、平成 22 年には減少に転じている。

##### 【教育・保育サービスの現状】

- 認可保育所は町内に 4 園、幼稚園は各小学校区に 1 箇所ずつあるが、申込者数や利用者数に片寄りがある。
- 全体の児童数が減少している中で、家庭等で過ごす就学前児童の割合が減少し、保育所、幼稚園に通う児童の割合が増加傾向にある。
- 町内の認可保育所には定員数よりも多くの申し込みがある上、町外の認可保育所や認可外保育所へ入所している児童も多い。

##### 【子育て支援事業等の現状】

- 地域子育て支援事業(13 事業)のうち、現在本町では 7 事業(放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業)を実施している。
- 地域子育て支援拠点事業(子育て学習センター)の利用実績は、25 年度に 12,581 人回。
- 学童保育は、現在各小学校区に 1 箇所ずつあり、小学 1～3 年生ならびに長期休業中のみ小学 4 年生も受け入れている。近年の登録者数は横ばいである。

#### アンケート調査結果より

- 一番下の子どもの利用したいサービスは、認可保育所が約 35%、幼稚園が約 30%、幼稚園の預かり保育が約 15%、認定こども園が約 8%。
- 何らかのサービスを利用したい回答者の夏休み等の希望する利用頻度は、ほぼ毎日利用したいが約 35%、週に数日利用したいが約 30%。
- 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できず、父親または母親が仕事を休んだ場合、病気にかかった子ども(病児)のための施設を利用したいと思った、病気回復期の子ども(病後児)のための施設を利用したいと思ったがそれぞれ約 30%。
- もっと力を入れてほしいことでは、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が約 65%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が約 55%、「保育所(園)や幼稚園、学童保育園にかかる費用負担を軽減してほしい」が約 45%、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が約 33%となっている。
- 就学後の放課後の過ごし方では、学童保育園が約 30%、放課後子ども教室が約 10%と一定のニーズがある。
- 自由意見では、保育所の増設や延長保育、幼稚園での 3 歳児保育や早朝保育の希望や、学童保育の時間延長、乳幼児医療制度の充実、公園の増設、障害のある子どもやひとり親家庭への支援体制の充実などの意見があった。

#### 今後の課題

##### ① 安心して家庭で子育てができる環境の整備

- (1) 相談・指導、情報交換の場の充実
- (2) 子育て費用の負担軽減
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 児童虐待の防止
- (5) 障害のある子どもへの支援の充実

##### ② 仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進

- (1) 仕事と生活の調和の実現
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 放課後児童対策の充実
- (4) 在宅児の子育て支援
- (5) 男女共同参画意識の啓発

##### ③ 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実

- (1) 幼児健康診査等の充実
- (2) 母子健康相談、健康教育等の充実
- (3) 医療体制の充実

##### ④ 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

- (1) 生活環境の整備
- (2) 健全な遊び環境の整備

##### ⑤ たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 生涯学習社会の構築
- (3) 特色・活力のある学校教育の推進
- (4) 有害環境対策の推進



## 4. 教育・保育提供区域の設定について

### (1) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件に加え、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村で定める区域で、子ども・子育て支援法第61条第2項により市町村子ども・子育て支援事業計画の中で定める事項の1つとなっています。

### (2) 本町が定める教育・保育提供区域の設定

本町は、面積が22.62平方キロメートルと県内市町の中でも3番目に小さく、コンパクトな行政区域であることから、町全体を1つの区域と捉え、今後の効率的なサービス供給体制を整えることとします。

## 5. 子育てのための視点と基本理念

### (1) 太子町がめざす子育てのための視点

太子町に暮らす子ども、親・保護者や子育てに関連するすべての人に共通する視点として、太子町がめざす子育てのための視点として、次の3点を設定し、本計画の基本理念の前提条件として位置づけます。

①子どもが主役のまち

②子育てを楽しめるまち

③子育ての場は地域 地域ぐるみで子育てをするまち

### (2) 基本理念

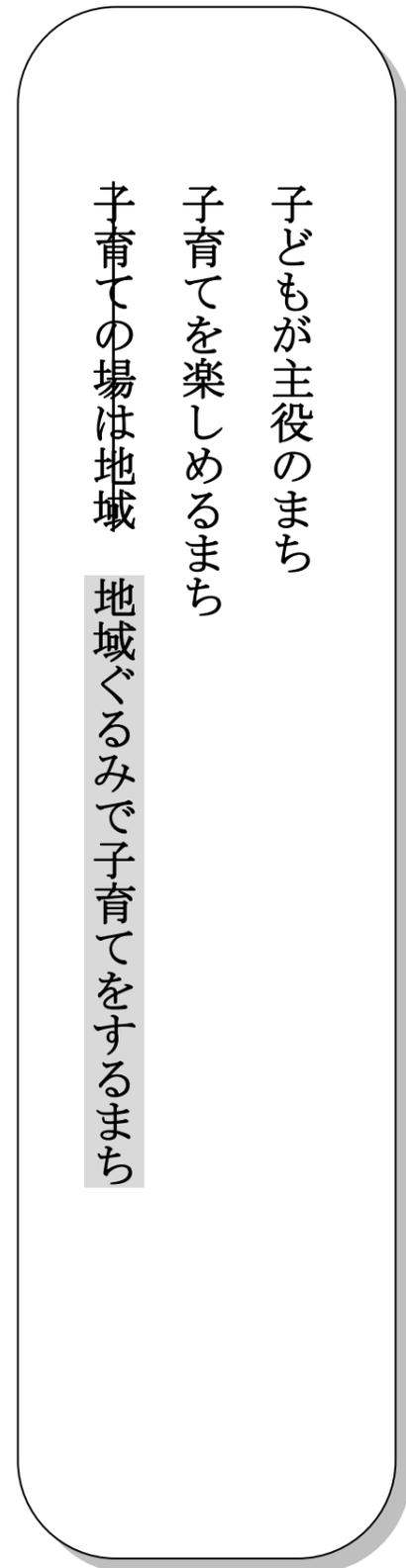
太子町では、これまで、誰もが安心して子どもを生み、喜びや楽しみを持ちながら子育てができる、またすべての子どもが心豊かに育っていけるよう、環境や条件づくりに積極的に取り組んでいけるまちを推進してきました。

本計画においては、「子どもの笑顔があふれ、安心して子育てができるまち」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。

## 5. 施策の体系

「太子町子ども・子育て支援事業計画」は、次の5つの基本目標に基づいて計画的、総合的に各種施策の展開を進めるものとします。

〔太子町がめざす子育てのための視点〕



〔本計画の基本理念〕



〔基本目標〕

1. 安心して家庭で子育てができる環境の整備
  2. 仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進
  3. 健やかな子どもを育てる保健・医療体制の充実
  4. 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進
  5. たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成
- 

〔施策の方針〕

- (1) 相談・指導、情報交換の場の充実  
(2) 子育て費用の負担軽減  
(3) ひとり親家庭への支援  
(4) 児童虐待の防止  
(5) 障害のある子どもへの支援の充実
  - (1) 仕事と生活の調和の実現  
(2) 保育サービスの充実  
(3) 放課後児童対策の充実  
(4) 在宅児の子育て支援  
(5) 男女共同参画意識の啓発
  - (1) 幼児健康診査等の充実  
(2) 母子健康相談、健康教育等の充実  
(3) 医療体制の充実
  - (1) 生活環境の整備  
(2) 健全な遊び環境の整備
  - (1) 就学前教育の充実  
(2) 生涯学習社会の構築  
(3) 特色・活力のある学校教育の推進  
(4) 有害環境対策の推進
-

## 第4章 分野別実施計画

### 1. 安心して家庭で子育てができる環境の整備

子育ての経験や知識、知恵が、世代間で十分に伝承できないといったことに対応するため、保育所や幼稚園、子育て学習センター等の社会資源を活用し、子育てに関する相談・支援体制や情報提供の充実を図るとともに、児童虐待防止対策の充実や母子家庭等の自立支援を進めます。

#### (1) 相談・指導、情報交換の場の充実

少子化や核家族化が進み、子どものいる家庭が周りに少なくなっていることや、近所づきあい、地域のつながりといったものが希薄化しつつあることで、子育て中の家庭では子育てについての実践的な知識や方法が学びにくくなっていることが考えられます。また、子育てに関する情報が得られにくいといった状況が生じることで、孤立感や育児の不安の増大が懸念されます。

本町では育児や子育てに関する不安感や負担感を解消し、ゆとりのある子育てを支援するために、いつでも気軽に育児の悩みを相談し、適切なアドバイスが受けられる各種相談窓口の設けや育児教育、親同士の交流の場の充実を図っています。

保健福祉会館では、乳幼児の発達相談や離乳食、歯に関する相談などに応じるとともに、子育てや健康に不安のある方を対象に、月2回「まちの保健室（一般健康相談）」を開催して、保健師・管理栄養士が乳幼児等の健康や発達・育児に関する相談に応じています。

また、子どもを持ちたくても持てない不妊等の相談についても、随時窓口・電話相談を受け、必要に応じて医療機関や県の実施する不妊専門相談窓口を紹介しています。

各保育所では子育て協力委員による育児相談を受け付け、子育て学習センターでも月曜日から金曜日の毎日、両親教育インストラクターによる「子育て相談」を実施しており、育児や子育てに関する悩み相談を受け付けています。さらに、いじめや不登校に悩む児童やその保護者に対する相談窓口として、学校教育指導員により「たいしっ子悩み相談・教育相談」を開設し、悩みの相談を受け付けています。親や子ども同士が交流する場としては、児童館の母親クラブや子育て学習センターの子育てグループがあり、いずれも参加者数の増加傾向がみられます。

さらに、主任児童委員、児童委員は地域におけるよりよい子育て環境づくりのためのネットワークを育て、様々な児童の問題に対応できるよう、関係機関とのパイプ役になって活動しています。

#### ①相談・支援体制の充実

現在、様々な機関で行われている子育てに関する相談・支援事業の充実を図るため、地域における子育て支援サービスに関する情報を収集、提供するとともに、適切な助言・調整が図れる体制を整備します。

また、開設時間や場所も検討し、町民のニーズに合った相談体制の整備に努めます。さらに、電子メール等を活用した相談を受け付けるなど、柔軟な対応を図ります。

## ②保護者同士の交流の場の充実

家庭で子育てをしている保護者が、社会から孤立したり、ストレスを感じることなく、生き生きと子育てができる地域コミュニティをつくるために、子育て学習センターの事業や児童館の母親クラブや社会福祉協議会のボランティアグループなどの保護者同士の交流の場や機会の充実を図ります。

## ③子育てグループ活動への支援

自主的な子育てグループの結成を促すとともに、地域の身近な場所で活動ができるよう支援します。

また、保健師、保育士の門スタッフの参加により、育児情報を提供したり、グループ活動の活性化を図ります。

## ④保育所の子育て支援機能の充実

保育所を地域における子育て支援の場として相談事業や交流事業の充実を図ります。

## ⑤育児教育の充実

育児に関する正しい知識や情報を広めるため、乳幼児期からの子どものしつけなど、育児に関する教室・講座の一層の充実を図ります。

## ⑥子育て情報の提供

子育てに関連する行政サービスや施設、イベント情報等をパンフレットや広報紙などで提供していきます。また、インターネットのホームページを利用した情報提供も検討していきます。

## ⑦保育所情報の提供

各保育所の定員や入所状況、保育料の減免制度、特別保育の実施等の情報について、各保育所をはじめとする関係機関が随時最新の情報を提供できるよう努めます。

## ⑧不妊相談の充実

不妊で悩む夫婦への支援として、随時の相談に応じるほか、県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業の周知に努めます。

## (2) 子育て費用の負担軽減

子育て家庭の医療費負担の軽減を図るために実施している乳幼児等医療費の助成については、平成19年度から小学校3学年修了前までに支給対象年齢を拡大しています。また、国による児童手当制度も平成18年度から小学校修了まで対象年齢が引き上げられる

とともに、平成 19 年度からは、3 歳未満児童について一律に支給金額が引き上げられました。また、平成 22 年度からは、子ども手当制度が創設され、対象が中学卒業までに拡充されるとともに、支給金額も大幅に引き上げられることになっています。さらに、保育所保育料についても、平成 19 年度より子ども 3 人が入所する場合の 3 人目の保育料を無料にするなど、子育て費用の負担軽減を進めているところです。

しかし、子育てをしている保護者にとって、子育てに関する経済的負担が大きいことはヒアリング調査においても聞かれました。特に医療費の負担軽減については、近隣市町から新たに本町へ転入してきた場合に制度の違いがあるなど、今後の負担軽減策のあり方についても検討を深めていくことが求められており、今後も医療費助成制度や子どもに関する各種手当の十分な周知を図ることが重要です。

その他、庁舎等の公的施設にはリサイクル用品を掲示するコーナーを設け、育児費用の負担軽減となるようリサイクルを支援しています。

#### ①医療費の助成

乳幼児等医療費の助成を今後も継続するとともに、対象者等を含めた助成のあり方について検討していきます。

#### ②子どもに関する各種手当等の周知

子どもを養育している人を対象に、各種手当を周知し、支給することにより、家庭における生活の安定と児童の健全な育成に努めます。

#### ③育児用品リサイクルの促進

町の掲示板等を利用したり、リサイクル情報の提供を通じて、育児用品のリサイクルを支援し、育児費用の負担軽減をサポートします。

#### ④奨学資金制度の周知

教育費の負担軽減を図るために、各種奨学資金制度の周知を図ります。

### (3) ひとり親家庭への支援

近年、離婚の場加によりひとり親家庭の増加がみられる中、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、経済的支援の総合的な対策を進めていく必要があります。母子家庭への支援としては、児童扶養手当の支給や母子(寡婦)福祉資金の貸付があります。また、町独自の事業として、「太子町明るく健康な家庭を推奨する要綱」に基づき、ひとり親家庭の児童に対して小中学校入学時及び中学校卒業時に祝品の贈呈を行っています。

今後もこれらの事業の周知を図るとともに、経済的な支援だけでなく、自立・就業といった支援を主眼におきつつ、相談体制や情報提供の充実を進めていくことが重要となっています。

#### ①母子家庭への自立支援の推進

母子家庭が自立して生活し、家庭生活の安定と向上ができるよう、ハローワーク等との連携を深め就業支援の充実を図るなど、きめ細かな自立就労支援を推進します。

#### ②母子・父子家庭への経済的支援

母子(寡婦)福祉資金の貸付、母子家庭等医療費の助成、ひとり親家庭等の児童に入学祝品の贈呈による経済的支援を引き続き実施していきます。

#### ③母子・父子家庭支援事業の周知

県が行っている母子家庭、寡婦または父子家庭への日常生活支援事業や、母子自立支援員による相談事業等について、その周知を図ります。

#### ④母子家庭の交流促進

太子町婦人共励が母子家庭同士の仲間づくりを促進するために行っている交流会等を支援します。

### (4) 児童虐待の防止

近年、県のこども家庭センターにおける児童虐待に関する相談処理件数は増加の一途をたどっています。「ひょうごの児童相談」によると、虐待に関する相談件数は平成20年度に1,557件となっており、平成11年度の375件から10年間で4倍を超える急激な増加となっています。

「虐待」には、子どもに暴力をふるうこと(身体的虐待)や、子どもを大人の性的欲求の対象とすること(性的虐待)、子どもの生育に必要な世話や愛情を与えないこと(ネグレクト)、子どもに対して極端な心理的外傷を与えること(心理的虐待)などがあるとされ、比較的発覚しやすい身体的虐待が多く報告される傾向にあります。

児童虐待では、虐待により死に至るケースも多いことから、早期に発見するための体制づくりと、子どもの保護とともに保護者に対する心のケアがますます重要となっています。

本町では、保健師による訪問や乳幼児健診等の機会をとらえ、養育支援の必要な家庭を早期に把握し、異変の早期発見に努めています。また、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)を実施し、相談体制等の整備を進めています。さらに、学校園、健康福祉事務所、こども家庭センター、警察、児童委員、人権擁護委員等からなる要保護児童対策地域協議会を強化しながら、医療機関や近隣市町を含めた効果的な情報提供・共有体制の構築を進めています。

#### ①要保護児童対策地域協議会の機能強化

児童虐待の発生予防をはじめ、早期発見、早期対応、保護・支援が速やかに行えるよう、学校園、健康福祉事務所、こども家庭センター、警察、児童委員、人権擁護委員等からなる要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。また、運営にあたっては、より専門性の高い職員を配置し、県が実施する講習会等への参加を促すなど、資質の向上に努めます。

## ②児童の虐待防止対策

児童の健全な育成に重大な影響を及ぼす児童虐待を未然に防ぐために、育児相談や育児教育、保護者同士の交流の場を充実させ、保護者の育児不安や虐待等に早期に対応できるようにするとともに、健診や訪問時等に早期に発見できるよう努めます。

また、虐待の発見から迅速かつ的確な対応が取れるよう、こども家庭センター(児童相談所)等の関係機関との連携を密にします。

## (5) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもの発達段階や障害の状態は様々であり一人ひとりに健やかな発達を支援するためにも、早期に障害を発見し、保健、医療、福祉、教育の各種施策を円滑に提供することが必要となります。また、適切な在宅サービスの提供や、障害の種類・状態、能力・適性に応じた就学支援を含めた教育的支援体制の整備・充実が重要であり、障害のために、その他の発達が妨げられることのないような教育指導体制の擁立が求められていることから、平成17年7月から個別療育事業を実施しています。

また、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症などの発達障害についても、対象となる児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習面や生活面における困難さを改善又は克服するための支援の充実が必要であることから、引き続き特別支援教育体制を充実させていくことが重要です。

### ①早期療育体制の整備

障害の早期発見から、療育へ速やかな対応が取れるよう、健康福祉事務所、医療機関等との連携を強化するとともに、医療、教育、行政等の障害のある子どもに関わる関係機関を含めた体制づくりを充実させます。

### ②障害児保育の充実

障害児保育を行う保育所の保育体制を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育士に対し研修会等への参加を促します。また、学童保育の場においても、障害のある子どもの受け入れ体制を整備していきます。

### ③特別支援教育推進体制の充実

教職員の資質向上のため、特別支援教育を担当する職員の研修等を一層充実させ、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりへの適切な教育的支援を進めるとともに、全教職員に対しても、特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。また、学校、教育委員会、福祉担当課との連携を深め、地域で支えるネットワークづくりを推進します。

## 2. 仕事と生活が調和したゆとりのある子育て環境づくりの推進

共働き家庭の増加、労形態の多後化に対応していくため、保育所定員、延長保育、一時預かりの充実など、利用者の生活実態に応じた多様な選択が可能な環境づくりを推進するとともに、性別にかかわらず働き方の見直しなどによる仕事と生活との調和を推進し、就労と出産・子育ての二者択一ではない家事・育児等のバランスがとれる多様な生き方が選択できるよう、事業主や地域が相互に連携し、協力し合いながら、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

### (1) 仕事と生活の調和の実現

日本の社会の中では、夫が働き、妻が専業主婦として家庭生活や地域社会で役割を担い、夫は家庭や家族よりも仕事を優先するという姿を前後としたものがいまだ多く残されています。仕事は日身の暮らしを支え、生きがいであると同時に、家事や育児、地域社会といった日々の暮らしのためにも欠かすことができないものであり、その調和こそ、人生の豊かな生きがいや喜びにつながるものであるといえます。

女性の社会参加が進み、夫婦共働き世帯が高い割合を占める今日では、働き方や生き方が多様化していますが、就労や子育て支援などの社会基盤は、必ずしもこうした変化に対応した状況ではありません。また、職場優先の考え方、男女の固定的な性的役割分担意識は、個人の結婚や子育てへの希望を阻害するとともに、社会においては少子化の大きな原因でもあり、そのことが人口減少へとつながっているものと考えられます。すべての人が家庭や子育てに夢を持ち、また、子育ての喜びと働く喜びを両立できる社会を創るために、すべき緊急の課題であるといえます。

また、共働き家庭の割合が増加している中で、家庭における男性の育児の役割は大きくなってきているといえます。家庭でゆとりある子育てを実現するためには、母親だけでなく父親や家族全体での育児支援が不可欠であり、そのためには固定的な男女の役割分担意識を改善するとともに、従来の働き方を見直し、男女を問わず多様な働き方や生き方を可能とする仕事と生活の調和の必要性が高まっています。

これらのことから、事業主に対して子育て家庭に配慮した職場環境の整備を促進するとともに、男性も育児休業を取得しやすい環境を整備したり、労働時間の短縮、仕事と子育ての両立がしやすい就労環境が実現できるよう国や県、関係団体との連携を深め、啓発や情報提供を積極的に推進しながら、住民、事業主、地域との合意形成を進めていくことが求められています。

#### ①多様な働き方を可能にするための情報提供

起業・創業や在宅ワークの新しい働き方の情報や転職、再就職を希望する女性に対し就業に関する情報を提供するとともに、仕事と生活との調和や次世代育成支援対策に取り組む企業などの事例や情報の提供に努めます。

## ②企業向け啓発の推進

事業主が、仕事を持ちながら育 をする親の負担や少子化問題に対して理解を深め、子育てにやさしい職場環境を整備するよう県・商工会等と連携して、次世代育成支援対策推進法や一般事業主行動計画に関する啓発に努めます。

## ③育児休業制度の導入、利用促進

事業主に対し、育児休業制度の導入と活用を促すため、育児休業取得者の状況に応じて支払われる中小企業子育て支援助成金の啓発に努めるなど、育児休業制度の導入や利用促進に努めます。

## ④多様な働き方の実現

育児時間の確保のために、勤務時間短縮、有給休暇の取得促進等について、事業主に対して啓発に努めます。

## ⑤復職、再就職しやすい職場環境の整備

事業主に対して育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職がスムーズにできるよう、国の「両立支援レベルアップ助成金」等の啓発に努め、積層的な活用を促します。

## (2) 保育サービスの充実

女性の高学歴化や就業構造の変化、社会状況の変化等の理由から女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的となっています。アンケート調査結果をみても、母親で何らかの就労をしている人の割合は〇〇%となっており、子育てと仕事を両立させている母親の占める割合は高くなっています。また、現在就労していない母親でも就労意向が「ある」と回答した人の割合は〇〇%となっており、現在子育てに専念している保護者であっても、就労したいと考えている母親の割合は非常に高いといえます。

保護者が仕事と子育てを両立するためには、安心して子どもを預けることのできる保育サービスの充実が不可欠であり、健康で多様な働き方・生き方の選択ができる社会を実現していくためには、利用者の視点に立ったより柔軟な保育サービスの提供が求められています。

また、専業主婦など、普段から保護者が家にいて子育てをしており、保育サービスを利用する必要がない家庭でも、保護者の急な用事や病気、妊娠や出産、育児疲れなどから一時的に保育サービスを利用する必要があり、共働き世帯でなくても、多様な保育需要に対応した環境づくりが重要です。

本町では緩やかな人口の機加が続いているものの、出生児童数はおおむね横ばい傾向が続いていましたが、保育所に対するニーズの高まりにより、待機児童の問題が生じていました。そのため、待機児童の解消と保育ニーズに柔軟に対応するため、平成 18 年に公立保育所を新たに 1 か所整備し、認可保省所は公立 2 か所、私立 2 か所となっています。待機児童の解消が急務となっていました。平成 18 年以降から待機児童は解消され、保育所の利用が必要な人については全員が利用できる環境を整えています。

### ①保育の質の向上

子どもたちの視点に立った質の高い保育となるよう、保育 かたち内容の充実や保育士等の研修により資質を高めるとともに、地域の関連機関との連携・協力、保育サービスの評価のあり方などを盛り込んだ保育所アクションプログラムの策定に努めます。

### ②多様な保育サービスの充実

保護者の多 大なニーズに対応するため、延長保育や夜間保育、一時預かり事業等の 実施を進め、多 大な保育サービスの充実を図ります。また、自治体の認定を受けた保育士等が自宅で行う小規模の保育である家庭的保育についても、地域のニーズ等を勘案しながら実施を検討します。

### ③乳児保育の充実

各保育所で行っている乳児保育について、引き続き実施します。

### ④延長保育の充実

各保育所で行っている早朝 延長保育について引き続き実施するとともに、終了時間の延長を本計画期間中に実施します。

### ⑤土曜保育の周知

勤務形態の多様化による保育ニーズに対応できるよう、現在実施している土曜日の保育について実施を継続するとともに、周知に努めます。

### ⑥障害児保育体制の充実

障害児保育を行う保育園の保育を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育士の研修会等への参加を呼びかけ、資質の向上に努めることで障害児保育の質の向上を図ります。

### ⑦ファミリーサポートセンターの整備

ファミリーサポートセンターの実施に向けた環境整備を進めるとともに、地域ニーズの把握を進めます。

### ⑧保育施設の環境整備

安全で快適な保育環境を保障するため、施設の改修や整備に努めます。

### (3) 放課後児童対策の充実

授業終了後の家庭において保育を受けられない小学校1年生から3年生までの児童に対して、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を行う「学童保育」を町内のすべての小学校において実施しています。

利用児童数も平成16年以降大幅に伸びており、平成20年には279人まで増加しています。また、小学校1～3年生に占める利用者の割合も平成20年には23.9%となり、およそ4人に1人の割合で学童保育を利用していることがわかります。

アンケート調査果では、今後の利用希望が高いことがわかります。

今後は保護者からのニーズに対応しながら対象とする学年を拡大するなど、より充実した事業として推進していく必要があります。

#### ①放課後児童健全育成事業の充実

放課後児童の健全育成を図るため、現在の学童保育利用者の動向をみながら、定員の拡大や、全学年を対象とした実施を検討します。

また、学童保育における障害のある子どもへの、適切な保育や育成を図るための体制の充実に努めます。

#### ②放課後児童クラブの施設整備

安全で快適な学童保育の環境を保障するための、施設の整備に努めます。

### (4) 在宅の子育て支援

就労している保護者だけでなく、家庭で育児をしている保護者にとっても、必要なときに一時的に子どもを預けることのできる場は必要不可欠です。

アンケート調査結果をみても、この1年間で、私用や冠婚葬祭、就労のために子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことが「ある」と回答した人の割合は、〇〇%となっています。このようなサーピスとして、パート就労等のために家庭での保育が断続的に困難となる児童を保育所で預かる「一時預かり事業」や、保護者の病気や出産などで、家庭での保育が一時的に困難となる児童を保育所で預かる「緊急保育事業」があります。

本町においては、すべての認可保育所でこのサーピスを行っており、引き続き、サーピスの周知とその充実を図る必要があるといえます。

#### ①緊急保育の充実

家庭での保育が一時的に困難になる児童を保育所で預かる緊急保育事業について、周知に努めるとともに、受け入れ体制の充実を図ります。

#### ②短期入所(子育て家庭ショートステイ)事業

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童福祉施設で一定期間養育・保護する短期入所(子育て家庭ショートステイ事業)について、その周知に努めます

### ③乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐため、乳児のいるすべての家庭を保健師 看護師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、養育支援を必要とする家庭については、適切なサービス提供に結びつける乳児家庭全戸訪問を引き続き実施します。

### ④主任児童委員・児童委員活動の推進

主任児童委員・児童委員による地域ぐるみの子育て支援など、活動の充実をより一層推進します。

## (5) 男女共同参画意識の啓発

「子育ては母親の仕事」といった国定的な性別役割分担意識を改め、父親や家族全体が子育てに参加することは、母親の育児負担の軽減だけでなく、子どもの健全な発達にとっても望ましいことといえます。

本町が策定した「太子町男女共同参画プラン」は、憲法が定める基本的人権の尊重と、法のもとの平等に基づき、固定的な性別による役割分担意識にとらわれず、あらゆる面で男女が自立し、ともに責任を分かち合う対等なパートナーシップが確立でき、豊かな充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざすことを基本理念としています。

プランの優先すべき取り組みとして、「1. 性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しと男女平等の意識形成」、「2. 男女の平等な社会づくりに向けた啓発と促進」「3. 男女共同参画社会を支える子育て支援、介護支援への理解の浸透」「4. 男女共同参画の推進のための拠点の設置の検討」の4つの項目を掲げています。

また、性別役割分担の解消に視点をおいて、男女がともに参画するシステムづくりと、男性が女性を対等なパートナーとしてみる意識づくりを進め、男女がともにいきいきと働ける職場づくりを進めるため、「男女平等な職場づくりに向けた啓発と促進」「多様な働き方に対する情報提供と支援の充実」を主な施策として取り組んでいます。

### ①男女平等職場づくりに向けた意識づくり

職場における女性の職域の固定化や、結婚・出産・退職などの慣行の見直しを図るため、男女平等の職場づくりに向けた意識づくりを促進します。

### ②男女がともに築く家庭教育の機会の提供

男女が共同で家庭責任を果たせるよう、家事、介護などの講座を開催します。また、誰もが参加しやすいよう、内容や開催日時に配慮します。

### ③「太子町男女共同参画プラン」の推進

職場での女性を取り巻く状況は、男女の格差、セクシャル・ハラスメント、仕事と家庭、育児、介護などとの両立の面において多くの課題があることから、働きたいと望む全ての人が性別に関わりなくそれぞれの適性や能力などに応じて、主体的に働き方を選択し、働くことのできる社会や職場づくりを推進します。

## 3. 健やかな子どもを育てる保健医療体制の充実

安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母と子の健康づくりの一貫した母子保健体制の充実を図ります。

また、疾病や障害の早期発見、早期治療・療育の充実に努めるだけでなく、子どもたちの健康の維持刷新のために、健康教育毒事による健全な生活習慣の啓発を図るとともに、思春期保健対策についても充実を図ります。

### (1) 幼児健康診等の充実

#### ①健康診査の充実・質の向上

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、現在実施している個人通知やホームページ、広報紙等による受診啓発を引き続き実施し、健診を受診しやすい環境整備を進めます。また、健診未受診者には、再通知や予防接種時に受診勧奨を行うとともに、訪問を行うなどして、対象者全員の状況把握を継続します。

さらに、スタッフへの研修の充実により健診精度の向上に努めるとともに、待ち時間におもちゃや遊びスペースで、仲間づくりができ、母子が気持ちよく受診できるような体制の盤備 充実を図ります。

#### ②受診後フォロー体制の充実

健診で助言や支僚の必要がある子どもに対しては、事後指導の徹底に努めるとともに、医療機関、健康福祉事務所、こども家庭センター等との連携を深め、必要な治療・療育・支援への移行を目指します。

また、発達面でフォローの必要な子どもを持つ保護者の悩みや不安を和らげるとともに、その子どもに対する総合的な支援体制を検討するため実施しているケース検討会について、関係機関との連携を深め、一人ひとりにきめ細かな対応が図れるように努めます。

#### ③未受診者フォロー体制の充実

健診未受診者には再通知により受診勧奨するとともに、訪問等による対象者全員の状況把握を継続します。

#### ④予防接種体制の充実

BCGについては、乳健診と同時に接種できる機会を設け実施します。また、対象者が利用しやすい環境を整備し、接種についても健診、相談等の機会にあわせて勧奨します。

## (2) 母子健康相談、健康教育等の充実

### ①訪問指導の推進

育児不安の解消と健全な発達を促すために、妊産婦、新生児・乳幼児に対して保健師による訪問指導を継続するとともに、虐待防止を念頭におきつつ、指導が必要な母子の把握と、きめ細かなフォローに努めます。

### ②相談指導事業の充実

出産・育児に関する正しい知識の普及や相談を行う相談指導事業について、母親の精神的、心理的な問題に対するきめ細かな相談指導が実施できるよう、個別指導を充実させる体制を整え、専門職の質の向上とマンパワーの確保に努めます。また、相談等の機会を捉え、児童虐待防止や、誤飲、転落 転倒、やけどといった子どもの事故防止のための啓発についても進めていきます。

### ③健康教育の充実

保護者が育児に必要な知識、技術を身に付け、また、保護者間土の情報交換、交流の場となるようママスクール(母親教室)やパパ・ママスクール(両親学級)、離乳食教室等の内容の充実を図っていきます。また、食育に関する教室も引き続き実施します。

### ④療育相談の充実

障害のある子どもや発達に不安のある子どもに対する、相談、指導、訓練を充実することにより、子どもの健やかな発達を支援するとともに、発達に不安のある子どもを持つ保護者同士の交流を促進することにより、保護者の不安感の解消を図ります。また、在宅で障害のある子どもを育てる保護者を支援していくため、引き続き相談、交流、学習の場を提供していきます。

### ⑤地域療育ネットワークの強化

乳幼児の育成に関わるこども家庭センター(児童相談所)、療育機関、医療機関等の連携の強化に努めます。

### ⑥歯科診療・歯科保健指導の充実

ママスクール(母親教室)、乳児相談(7～8か月)、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科教室、3歳児健診の機会に応じて、その時期に必要な歯科保健指導、歯科検診を実施し、歯の健康について周知、指導していきます。

#### ⑦思春期保健対策の充実

性や性感染症に関する正しい知識の普及を図るため、情報の提供や相談体制の充実を図ります。また、心に不安を持つ中高生が臨床心理士等へ気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーの配置に努めるとともに、ひきこもり児童や不登校児童に対する相談支援の充実を進めます。

### (3) 医療体制の充実

#### ①小児科医療体制の充実

身近な場所で、かかりつけ医を持つよう啓発するとともに、子どもが病気にかかったとき、いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、近隣市町及び医療機関等との関係を深め、診療時間等の情報収集・提供に努めます。

## 4. 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

子どもだけでなく高齢者も含め、すべての町民が安全に外出を楽しむことができるように、道路交通環境や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、子どもたちが犯罪などの被害にあわないよう防犯対策を進め、すべての人にやさしく安全な環境づくりを推進します。

また、豊かな情操とたくましい子どもを育てるために、子どもたちが安心してのびのびと遊べる公園等の遊び場や児童館の整備に努めます。

### (1) 生活環境の整備

子育て中の家族が幼い子どもとともに安心して社会参加をするためには、公共施設等に託児室やおむつ替えスペースの設置や、ベビーカーでも移動しやすいスロープや道路の整備など、ひとにやさしいまちづくりが必要です。また、ゆとりある子育てのためには良好な居住空間、住宅環境の整備も大切です。

さらに、子どもに関係する犯罪が増加しており、通学路の安全対策や防犯対策等、安全な生活環境の整備が求められています。

本町では、子育て中の家族に気軽に施設を利用してもらうために、町の公共施設についてはおむつ替えスペースの設置を進めるとともに、妊婦やベビーカーなどでも利用しやすくするため、バリアフリー化を進めています。さらに、妊産婦等を含めたすべての人が安心して外出し、社会参加できるまちづくりをめざして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づき、町の公共施設や病院等を相互に連絡する道路について、重点的に移動等の円滑化を図っていくことが求められています。

防犯対策としては、幼児や児童を犯罪から守るため、地域での見守りネットワークとして緊急時の避難場所の被保や、犯罪の未然防止に取り組んでいます。引き続き自治会のまちづくり防犯グループや老人会、PTA等との連携のもと、小学校児童の登下校時の見守りをはじめ、事故の危険性が高い場所の通学路の把握や、道路の拡幅、可能な限り歩道と車道を分離するなど、安全・安心な歩行空間の創出を推進していくことが重要です。

さらに、交通安全や防犯対策については町や警察、学校、地域が一体となって取り組んでいます。子どもたちの安全を確保していくためには、地域住民の一人ひとりが、自分たちの住むまちを安全にしていくという意識を持ち、実践していくことが大切であるといえます。

#### ①子どもにやさしいまちづくりの推進

だれにでもやさしいユニバーサル社会づくりや、公共施設の整備や改善を進めるとともに、妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるよう、ゆとりのある歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。また、福祉のまちづくりに関心が高まるよう町民への啓発に努めます。

#### ②住宅環境の整備

ゆとりある子育て環境を実現するため、子育てを安心して家庭で行える優良な賃貸住宅や住宅情報の提供に努めます。また、既存の資糧を活用しながら、子育て家庭が利用しやすい賃貸住宅が供給されるよう啓発広報を充実させます。

#### ③公共施設の保育設備整備の推進

公共施設においては、おむつ替えのスペースや授乳コーナー等の設置を進めるとともに、ベビーカーの利用等に配慮したものとなるよう施設 設備の整備を進めます。

#### ④安全な交通環境の整備

親子連れや子どもが道路を安全に通行できるよう、信号機やカーブミラー、道等の整備を推進するとともに、通学路の安全確保に努めます。

#### ⑤交通安全対策の推進

学校における交通安全教室の開催等、児童の交通安全教育を推進します。さらにドライバーの交通マナー向上のための啓発・指導に努めるとともに、小さな子どもを車に乗せる際のチャイルドシートを着用が徹底されるよう、啓発を行います。

#### ⑥防犯対策の推進

近年増加している児童に対する犯罪を防ぐために、地域住民や関係機関との協働のもと、児童に対する見守りや防犯に関する知識の普及・啓発を行い、町全体として防犯体制をつくれるまちづくりを進めます。また、自治会が中心となって防犯活動を行う「まちづくり防犯グループ」の組織力の強化を進めます。

## (2) 健全な遊び環境の整備

子どもにとっての健全な遊びは、健やかな成長と豊かな人間形成のためには欠くことのできないものであり、そのためには、身近な場所に豊かな遊び環境が織保されていることが必要です。

少子化による同世代の友達の減少や、パソコンやテレビゲーム等の家庭でのひとり遊びが増え、屋外で仲間と一緒に遊ぶことや地域社会と関わる機会の減少が指摘されています。このような遊びの変化は、子どもたちの健全な成長を阻害し、共感性や協調性などの育成を阻むのではないかと危惧されています。

子どもたちが屋外でのびのびと遊ぶためには、安心して遊ぶことのできる公園などのハード面の整備・充実とともに、地域で子どもたちが集まり、様々な遊びを学んだり交流するためのソフト面での仕掛け作りなどが必要です。

本町においては、子どもたちがのびのびと遊べる場として、また、町民がスポーツやレクリエーションに親しむことができる場として、総合公園を整備しています。多目的広場やテニスコート、ジョギングコースなどがあり、年齢を問わず誰もが気軽に楽しめるよう、利用しやすい環境づくりや効率的な運営に努め、施設の利用促進と利用者の満足度を高めていくことが求められています。

また、児童館や子どもたちの遊び場、町民の憩いの場として、各地域に公園を整備しているほか、自治会等が地域で子どもたちの遊び場を整備する場合には、町が土地や遊具の購入費を補助しています。

しかし、ヒアリング調査などでは広場や公園など、子どもを安心して外で遊ばせる場所が町に少ないといった意見が聞かれたことから、町民にとって児童館や公園などが身近な存在であるとは認識されていない現状がみられたため、広場や公園の整備、その周知が求められています。

今後も引き続き、すべての子どもが放課後や週末などに安心して遊びや学習、様々な体験活動ができるよう、子どもの居場所づくりを進めることが重要となっています。また、地域の人材や組織を活かした地域の教育環境の再生は、学校の枠を越えた交流、多様な経験、人間関係を広げ、異世代との交流を図ることが期待できることから、今後も健全な遊び環境の整備を進めていくことが求められています。

### ①子どもの居場所づくりの推進

地域の子どもたちが学校等の枠を超えた異世代との交流や、多様な経験、地域の人々や異世代とのふれあいが実現できるよう、子どもの居場所づくり事業を充実させ、子どもたちが健全に育つための環境を整備していきます。

### ②公園整備と利用促進

地域における幼児や児童の身近な遊び場、親子連れの交流の場として、誰もが安心して利用できる公園となるよう施設の整備に努めるとともに、町の公園や遊び場などをとりまとめたパンフレット等の作成・配布を検討します。

### ③総合公園の利用促進

子どもたちがスポーツやレクリエーションを楽しんだり、憩いの場として利用できるような総合公園の環境整備に努めるとともに、子どもたちが遊びや運動などを通じて、自立心や仲間意識を養えるよう、利用の促進を図ります。

### ④公園の環境整備・美化

子どもたちや町民が、安心して快適に利用できる公園環境を整えるため、遊具の点検や清掃、障害物の除去、公園の美化 環境整備を地域の協力のもとに推進していきます。

### ⑤放課後校庭の活用促進

現在開放している小学校の放課後の校庭について、子どもたちの活動の場となるよう利用を促します。また、小学校の校庭のほか、図書館や公民館等の施設についても気軽にのびのびと安心して遊べるよう、子どもたちが利用しやすい環境づくりに努めます。

### ⑥児童館・子育て学習センターの充実

児童館は、地域における子どもの健全育成を支え、子育て学習センターは、親としての自覚を育てる重要な施設であることから、子どもや保護者の意見や視点が十分に 尊重されたプログラム内容とするとともに、町民ニーズに応じた施設整備や改修を進めます。

## 5. たくましい「たいしっ子」を育てる教育の充実と次代の親の育成

子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、次代の担い手である人間性豊かでたくましい「たいしっ子」を育むために、心の教育、体の育成、特色・活力のある教育を推進するとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。

また、特に中学・高校生が将来子どもを産み育てることの喜びや意義、そして子どもや家庭の大切さを理解できるようにするための教育、啓発等を推進し、次代の親の育成を進めます。

### (1) 就学前教育の充実

本町には幼稚園が4園あり、平成21年5月1日現在で431人が就 しています。平成18年度からは教育環境の改善や効率的な幼稚園経営、児童数の適正化、教育内容の充実を図るため、太田西幼稚園と太田東幼稚園及び石海北幼稚園と石海南幼稚園を統合し、太田幼稚園、石海幼稚園として発足しました。幼稚園入園児数は平成16年以降増加傾向にあり、定員に対する入園児数の割合である定員充足率は平成21年で79.8%となっています。

開園時間は午後2時までですが、保護者の保育ニーズに対するため、すべての幼稚園で「預かり保育」を実施しており、前期計画期間中の平成17年度からは、保護者のニーズに対応するため、終了時間を1時間延長し、午後6時までとしています。さらに長期休業中も午前8時半から午後6時まで実施するなど、多様な保育需要に対応するため量的な拡大を図っています。

また、少子化や核家族化等により在宅で子育てをしている保護者の不安感や負担感を和らげ、安心して子育てができるよう、第1と第4木曜日に子育て相談を実施しています。

さらに、子ども同士や親同士の交流の機会を設けるため、月曜日から金曜日までの保育終了後、幼稚園の園庭を開放するとともに、ふれあいの場として、月1回の未就園児事業や人形劇、コンサートを開催しています。

さらに、障害があっても住み慣れた地域の幼稚園を利用できるよう、障害種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、障害のある児童の自立や一貫した支授体制を構築するため、一人ひとりに応じた多様な教育的ニーズの把握に努め、関係機関と連携を取りながら適切な教育を行うよう努めています。

今後も預かり保育や多様な教育の充実により、地域特性や各園の特色を生かした個性ある幼稚園教育を進め、小学校教育へ円滑な移行を図っていくことが重要となっています。

### ①預かり保育の充実

子どもたちの個性や成長に応じた健やかな育成されるよう、幼稚園での預かり保育を充実させます。

### ②幼稚園教育内容の創意工夫

研修の内容、研修の方法を創意工夫していきます。園外研修や内部研修の時間と量、質の充実を図り、教員の資質、指導力の向上により一層努めます。また、地域性や各園の特色を生かした個性のある幼稚園教育を行っていくとともに、保育所との連携をより深め、それぞれの機能を生かした就学前教育の充実を図っていきます。

読書教育においてはよみ聞かせや紙芝居を、情操教育においては花づくり等々を実施し、「こころ豊かな」子どもの育成に努めます。

### ③相談事業の実施

子育てを支援していくうえで、保護者を対象とした教育相談を親も一緒に成長していくという視点にたちながら、相談事業の充実を図ります。

### ④障害児教育の原点・本質の定着

幼稚園における障害児教育の充実推進に努力し、地域の幼稚園において積層的な受け入れ環境整備に努めます。また、本質的な面で住民の共通理解を図っていきます。

### ⑤園庭解放事業の充実

保護者や子ども同士が野外で仲よく交流し、群れて遊ぶことにより様々な体験ができ、健やかに成長できるよう環境を整えていきます。さらに、保護者や地域ボランティア等の協力を得ながら園庭開放事業の充実を図っていきます。

## (2) 生涯学習社会の構築

子どもたちが自主性や社会性、自立心などを身につけるためには様々な体験活動や異年齢児童、異世代、異文化とのふれあい交流などが重要であるといえます。

本町ではALT (Assistant Language Teacher) 講師と子どもたちとの交流の機会を設け、子どもたちの国際交流活動を推進するとともに、地域の伝統文化や身近な自然を活用

し、地域の教育力を活性化し、異世代とのふれあいや、様々な生活体験学習を推進するための事業を進めています。また、大豆の育成過程や加工過程を知るみそ作り教室や町の歴史や文化財に親しむために遺跡見学や土器作り、野外活動を推進するためのちびっ子自然体験、高齢者とのふれあい体験としてグラウンドゴルフなどを開催しています。

また、図書館では親子の交流を深め、子どもたちに本に慣れ親しんでもらうとともに、図書館の利用を促進するため、絵本の読み聞かせを行う「絵本の時間」や「おはなし会」を行っています。

スポーツ活動として、町内4小学校にはそれぞれソフトボールやパレーボール、バドミントン、ゲートボールなどを行う「スポーツクラブ21太子」を組織しており、子どもから高齢者までスポーツを通じて交流や地域づくりを進めています。

今後も、地域のボランティア等の活用を図りながら、従来からの子ども会活動の充実と同様に、これらの機会、場の充実に努める必要があります。また、少子社会に育った子どもたちにとって、兄弟も少なく、近隣の小さな子どもを世話した経験も少ないため、以前と比較して育児に通じる体験が希薄になっていることから、次世代を担う子どもが親になるための体験や学習環境を整備し、子育ての喜びや楽しさを知ってもらう取り組みが重要となっています。

### ①多様な生活体験の場の確保

様々な教育の場において自然体験や社会体験、ボランティア活動といった体験を得る機会を増やすとともに、異年齢の児童や高齢者とのふれあう機会を創出し、異年齢・異世代との交流を促進していきます。

さらに、自然との調和をめざす環境教育や福祉教育 防災教育に関する関心を紅葉することで、豊かな人間性を養い、健全でたくましく生きる力を育てていきます。

### ②家庭・地域ぐるみでの子どもの育成

家庭での教育は、基本的な生活習慣や生活能力を育むものであり、全ての教育の出発点でもあることから、保護者が自発的に家庭教育のあり方を学ぶ活動を支援します。また、「子どもの居場所づくり」等の事業を通して、こころ豊かな人づくり、人間関係づくりを学校・家庭・地域がそれぞれ役割を果たしながら推進していきます。さらに、相互の連携・協力を深め、地域の教育力を高めながら地域ぐるみで事業を支援する体制を整え、子どもの健全な育成や安全な生活の確保に努めます。

### ③子ども会活動の充実

活発に活動されている地域からの情報提供を受け、活動の促進を図るとともに、指導者・リーダーの育成に努めます。

#### ④スポーツ活動の推進

子どもの体力・運動能力が低下し、子どもたちの体力や心を鍛えることが緊急の課題となっていることから、地域住民のニーズに応じ、誰でもどこでもスポーツやレクリエーション活動ができるよう、「スポーツクラブ 21 太子」との連携を図りながら、生涯スポーツ社会の実現に向けて愛好者及び底辺の拡大に努力していきます。

さらに、ボランティア等によるスポーツ指導者の確保に努めていきます。

#### ⑤図書館・図書室の充実

図書館や 児童館の図書の充実を図るとともに、子育て中の親子が交流できるよう「絵本の時間」や「おはなし会」、講座等の行事を充実します。また、各小学校や幼稚園との連携を深め、ニーズに対応したプログラムの開催に努めることで、児童・生徒の施設利用を促進させていきます。さらに、感想文を町の刊行物に掲載するなど、子どもたちの楽しみが広がるよう、啓発 広報活動を工夫していきます。選任の司書教諭の確保等の課題にも取り組みを進めます。

#### ⑥地域文化の伝承

春祭り・秋祭り等、地域の伝統行事へ学校としての参加や文化財保護活動などを通じて、地域文化の継承、発展に努めます。また、歴史資料館の活動内容を活発化し、子どもたちや町民に分かりやすいものとなるよう創意工夫に努めます。

### (3) 特色 活力のある学校教育の推進

学校でのいじめや不登校、ひきこもり、少年犯罪の増加など、安心して学ぶことができない児童・生徒への適切な対応が求められており、子どもの人権を尊重し、個性や創造性を育むとともに、児童・生徒が学習内容を確実に身に付け、自ら考える力や学ぶ意欲など、心豊かにたくましく生きる力を育成する教育が必要となっています。

町内すべての小・中学校の総合学習の時間を活用し、社会人講師による講座では英会話や茶道、柔道、卓球、車いすバスケットなどを教えています。

また、子どもたちが野外活動やレクリエーション等様々な体験を通して、リーダーシップを身に付けられるよう、小学校 4 年生から 6 年生を対象に、ジュニアリーダー養成講座を開催しています。ここではキャンプやレクリエーション等の活動を通じて、子どもたちの生きた知識や豊かな心が醸成できるよう努めています。

環境体験活動では、小学校 3 年生を対象に、地域の自然に出かけて行き、自然観察や栽培・飼育など自然にふれあう体験型学習を通して、環境についての理解を深めています。また、幼稚園においては、さつまいもの栽培や草花、水生生物などを観察しながら、自然の神秘や様子を観察し、驚きや生命を大切に思う心を育むよう努めています。

さらに、子どもたちが学校、家庭、地域社会の連携のもと、様々な体験を通じ、自分なりの生き方をみつけるよう、小学校 5 年生対象の「自然学校」及び中学校 2 年生対象の「トライやる・ウィーク」を実施しています。

今後も子どもたちがゆとりある教育環境の中で、豊かな人間性、生きる力を育むことができるよう、家庭や地域と連携した取り組みを進めることが求められています。

### ①地域に信頼される学校づくりの推進

学校評議員制度を活用し、保護者や地域の方々との連携を深め、地域に根ざした学校づくりを進めるとともに、自己評価の実施や情報公開を充実させ、地域に信頼される学校づくりに努めます。

### ②生きる力を育てる教育の推進

オープンスクール(学校公開)や地域社会への公開参観日等を実施するとともに、地域社会との協働のもと、知育偏重にならないよう、学力・体力・気力・自主自立の精神の充実した子どもの育成に努めます。また、他人への思いやりの心、耐える力、我慢する力、たくましさなどを持った人間性豊かな子どもの育成に努めます。

### ③基礎学力定着と向上

授業内容の創意工夫・時間の確保に努めながら、計画的に「授業研究」を行なっていきます。また、校外の研修を充実させ、教職員の資質の向上を図っていきます。新学習システムの加配教員の意義を浸透させ、ショートタイム学習及びテスト・点検活動・評価方法・指導体制等を確立するとともに、家庭との連携のもと、家庭学習の習慣化を進め、基礎学力を定着させていきます。

### ④道徳教育・人権教育の推進

子どもの心に響く道徳教育、自己実現と共生をめざす人権教育を推進していきます。道徳教育においては、基本的な心構えや行動の仕方について、体験的で実践的な活動を通じた学びの機会を充実させるとともに、人間尊重の精神や生命を大切にする心をはぐくみ、子どもたちが自分の力で人生や社会を切り開けるよう、実践的な力を培います。また、人権教育においては、「共に生きる社会」の構築を図り、課題の解決に向け総合的に推進するための体制の整備・充実に努めます。

### ⑤障害のある子どもへの教育の充実

障害のある子ども一人ひとりに応じ、能力や可能性を最大限に伸ばせる教育が受けられるよう、教育内容の充実と環境の整備に努めます。また、社会の一員として主体的に生活を営むことができる力の育成に努めるとともに、啓発活動や地域の人々との交流活動を積極的に推進することで、障害のある子どもへの教育を充実させます。

### ⑥いじめや不登校などへの対応

専門的な相談員(スクールカウンセラー)を配置し、指導・助言・情報交換等による情報の共有化を進め、家庭、学校、地域との連携のもと、いじめの根絶及び不登校児童への支援を充実し、子どもたちが将来、社会生活に対応できる力をつけることができるよう取り組みを進めていきます。

#### (4) 有害環境対策の推進

テレビやインターネット等、様々なメディアから流される性や暴力に関する有害な情報から、子どもたちを守ることも重要となっています。特にインターネットや携帯電話の普及により、興味本気でいわゆる「出会い系サイト」などにアクセスし、事件や犯罪等に巻き込まれるケースやインターネット上でのいじめなど子どもに対する悪影響も発生しています。

各種メディアへの過度の依存を防止し、子どもが有害な情報等に巻き込まれないよう、親をはじめとする大人の新たな責任として、情報モラル教育を進め、危険性を十分認識させることが求められています。

##### ①情報通信機器の健全利用促進

情報通信機器やインターネットの健全な利用について、親子や家庭で理解を深めてもらうとともに、有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用実態を把握し、家庭でのフィルタリングソフトの導入等を促していきます。

## 第5章 目標事業量

## 第6章 計画の推進体制

太子町子ども・子育て支援事業計画をより実効性のあるものとするため、以下の取り組みを行なっていきます。

### 1. 身近な相談窓口

町社会福祉課、子育て学習センター、教育委員会、社会福祉協議会等の窓口において、子育て支援全般にわたる相談に応じていきます。

### 2. 情報公開・提供の充実

本計画及び本計画概要版の配布や各関係部署での窓口閲覧等により、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、町役場の担当部署における情報の共有化を進めることで、より効率的に本計画の推進を図ります。

### 3. 関係機関の連携強化

すべての家庭に対する総合的な子育て支援を行なっていくためには、町内外の関係機関や住民組織との協働による情報の共有化と連絡調整が重要となります。

自治会や子育て支援に関わる住民組織、児童相談所、医療機関、保健所、教育機関、警察等との連携を強化して、子どもたちの健全な育成に取り組み、本計画の実効性の向上を図ります。

### 4. 庁内の点検体制の充実

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。子ども・子育て支援事業計画を推進する関係各課が中心となり、施策の計画目標をもとに、進捗状況を庁内で点検するとともに事業の見直しを含め、計画の推進をめざします。



## 1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 幼稚園等利用希望

1号認定: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども

2号認定: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、幼稚園等の利用希望が強いと想定される子ども

#### 【量の見込みと確保方策】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み (必要量)	1号	509人	489人	474人	452人	437人
	2号	29人	28人	26人	25人	25人
	合計	538人	517人	500人	477人	462人
② 確保の内容		368人	362人	405人	382人	462人
②-①		▲170人	▲155人	▲95人	▲95人	0人

\* 町内公立幼稚園については、基本的に認定こども園化をめざすが、その時期については各園の児童数などのバランスを見ながら検討していく。

### (2) 保育所等利用希望

2号認定: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、保育所等の利用希望が強いと想定される子ども

3号認定: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

#### 【量の見込みと確保方策】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み (必要量)	2号	415人	399人	380人	370人	360人
	3号	210人	205人	200人	192人	187人
	合計	625人	604人	580人	562人	547人
② 確保の内容		380人	440人	540人	540人	600人
②-①		▲245人	▲164人	▲40人	▲22人	53人

\* 私立認可保育所、認定こども園の新設等により、定員増を図る。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業内容】(新規事業)

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。  
「基本型(独立した事業として行われている形態。行政窓口以外で実施)」と「特定型(行政の一環として行われる側面が強い。行政機関の窓口等を活用)」とがある。

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

- \* 利用者が教育・保育施設や他の地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報を集約しやすい行政窓口を利用することとし、「特定型」で実施する。
- \* 地域子育て支援拠点においても、相談・助言等を行えるよう連携を図る。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。

#### 【量の見込みと確保方策】

(人回/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)	47,148 人回	45,816 人回	44,424 人回	43,032 人回	41,904 人回
確保の内容	47,148 人回 (1か所)	45,816 人回 (1か所)	44,424 人回 (1か所)	43,032 人回 (1か所)	41,904 人回 (1か所)

- \* 今後も「太子町子育て学習センター」において実施する。また、児童館において実施しているグループでの活動も継続して実施する。

### (3) 妊婦健康診査

#### 【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する。

#### 【量の見込みと確保方策】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)	交付数	350 人				
	年間健診 回数	4,025 回				
確保の 内容	交付数	350 人				
	年間健診 回数	4,025 回				

\* 今後も、妊婦健康診査費助成券を交付し、有効に活用してもらうことで妊婦の健康増進と経済的負担の軽減を図る。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業内容】

保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育に係る助言を行う。

#### 【量の見込みと確保方策】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)		294 人	283 人	275 人	267 人	261 人
確保の内容		294 人	283 人	275 人	267 人	261 人

\* 今後も、保健師等により訪問し、母子の心身の状態や、養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供を行う。また、訪問できなかった家庭については、各地区担当の保健師がフォローしていく。

## (5) 養育支援訪問事業

### 【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

### 【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)	15回	15回	15回	15回	15回
確保の内容	15回	15回	15回	15回	15回

\* 今後も、家庭児童相談員や保健師等が養育支援が必要な家庭を把握・訪問し、指導・助言等の支援を行う。また、特に支援が必要な場合は、個別のケース会議等により支援方法について検討していく。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが困難になった場合や、短期に保護が必要になった場合などに、乳児院や児童養護施設等において一時的に養育・保護を行う。

### 【量の見込みと確保方策】

人日／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)	162人日	157人日	151人日	146人日	142人日
確保の内容	162人日	157人日	151人日	146人日	142人日

\* 近年の利用実績はないが、現在と同様、9施設(乳児院2施設、児童養護施設7施設)との委託契約を継続して対応する。

#### \* 委託施設

乳児院…るり、ピューパホール

児童養護施設…広畑学園、東光園、信和学園、二葉園、光都学園、泉心学園、さくらこども学園

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

【事業内容】

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)を登録し、会員相互間で育児等の援助を行う。

【量の見込みと確保方策】

人日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)	360 人日				
確保の内容	0 人日	0 人日	360 人日	360 人日	360 人日

\* 27～28年度で、実施方法について単独または近隣との連携かを検討し、29年度の実施をめざす。

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労・病気・冠婚葬祭などの理由により、一時的に保育に欠ける場合、保育所、幼稚園等で一時的に子どもを預かり、保育する。

【量の見込みと確保方策】

人日/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での 預かり保育	量の見込み (必要量)	817 人日	759 人日	746 人日	724 人日	704 人日
	確保の 内容	817 人日	759 人日	746 人日	724 人日	704 人日
保育所での 一時預かり	量の見込み (必要量)	16,429 人日	15,870 人日	15,236 人日	14,767 人日	14,365 人日
	確保の 内容	16,429 人日	15,870 人日	15,236 人日	14,767 人日	14,365 人日

\* 現在、町内4幼稚園及び4認可保育所でそれぞれ実施している。

幼稚園、保育所共に、現状で量の見込みを確保できる。

## (9) 延長保育事業

### 【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所及び認定こども園で保育を実施する。

### 【量の見込みと確保方策】

人／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)	141 人	136 人	131 人	127 人	124 人
確保の内容	141 人	136 人	131 人	127 人	124 人

\* 27年度より町内認可保育所4園で19時までの延長保育を実施予定。

## (10) 病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

保育所に入所中の児童のうち、病気または病気回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育所や認定こども園、病院等の専用スペース等において保育する。

### 【量の見込みと確保方策】

人日／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要量)	440 人日				
確保の内容	0 人日	0 人日	440 人日	440 人日	440 人日

\* 現在、近隣市との連携による実施に向けて検討している。

29年度の事業実施をめざす。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後や長期休暇中、小学校の空き教室等を活用し、適切な遊びや生活を場を与え、健全な育成を図る。

【量の見込みと確保方策】

人／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	量の見込み (必要量)	253 人	251 人	236 人	226 人	217 人
	確保の 内容	253 人	251 人	236 人	226 人	217 人
高学年	量の見込み (必要量)	50 人				
	確保の 内容	50 人				

\* 27年度より高学年の受け入れを実施する予定。

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

条例の制定に当たっては、厚生労働省令で国の各種基準等の内容及び「従うべき基準」「参酌すべき基準」が示されています。

本町の実情と、厚生労働省令で定める基準とが異なるもしくは上回るべき特段の事情が認められないことから、厚生労働省令の基準をもって本町の基準とします。

なお、本町の独自基準として、太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団の排除に関する規定を追加することとします。

国基準		基準類型	町基準案
<b>第一章 総則</b>			
趣旨	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準</p> <p>二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十二号第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十五条（第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準</p> <p>三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの</p>	—	—
	<p>2 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	—	—
	<p>3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	—	—
最低基準の目的	<p>第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	—	—
最低基準の向上	<p>第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	—	—
	<p>2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	—	—
最低基準の向上	<p>第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p>	—	—
	<p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	—	—
家庭的保育事業者等の一般原則	<p>第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり ※町独自基準として、暴力団排除に関する規定を追加する。
	<p>2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	参酌	
	<p>3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	参酌	
	<p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌	
	<p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p>	参酌	
	<p>6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	参酌	

国基準		基準類型	町基準案
保育所等との連携	<p>第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第四十一条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	従う	国基準のとおり
家庭的保育事業者等と非常災害	<p>第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり
	<p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。</p>	参酌	
家庭的保育事業者等の職員の一般的要求	<p>第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	<p>第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり
	<p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌	
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<p>第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>	参酌(ただし書(保育に直接従事する職員に係る部分に限る。)は従う)	国基準のとおり
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	<p>第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	従う	国基準のとおり
虐待等の禁止	<p>第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	従う	国基準のとおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	従う	国基準のとおり
衛生管理等	<p>第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり
	<p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	参酌	
	<p>3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	参酌	
	<p>4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>	参酌	
	<p>5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	参酌	
食事	<p>第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p>	従う	国基準のとおり
	<p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p>		
	<p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>		
	<p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p>		
	<p>5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>		

国基準		基準類型	町基準案
食事の提供の特例	第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	従う	国基準のとおり
	一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。		
	二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。		
	三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。		
	四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。		
	五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。		
	2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。		
	一 連携施設		
	二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等		
	三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）		
利用乳幼児及び職員の健康診断	第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	参酌	
	3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	参酌	
	4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	参酌	
家庭的保育事業所等内部の規程	第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。	参酌	国基準のとおり
	一 事業の目的及び運営の方針	参酌	
	二 提供する保育の内容	参酌	
	三 職員の職種、員数及び職務の内容	参酌	
	四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日	参酌	
	五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	参酌	
	六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員	参酌	
	七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項	参酌	
	八 緊急時等における対応方法	参酌	
	九 非常災害対策	参酌	
	十 虐待の防止のための措置に関する事項	参酌	
十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	参酌		
家庭的保育事業所等に備える帳簿	第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	参酌	国基準のとおり
秘密保持等	第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	従う	国基準のとおり
	2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。		

国基準		基準類型	町基準案
苦情への対応	第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌	
<b>第二章 家庭的保育事業</b>			
設備の基準	第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。	参酌	国基準のとおり
	一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。	参酌	
	二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。	参酌	
	三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。	参酌	
	四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。	参酌（（調理設備に係る部分に限る。）は、従う）	
	五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。	参酌	
	六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。	参酌	
七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	参酌		
職員	第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。	従う	国基準のとおり
	一 調理業務の全部を委託する場合		
	二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合		
	2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。		
	一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者		
	二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者		
3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。			
保育時間	第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。	参酌	国基準のとおり
保育の内容	第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従う	国基準のとおり
保護者との連絡	第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
<b>第三章 小規模保育事業</b>			
<b>第一節 通則</b>			
小規模保育事業の区分	第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	従う	国基準のとおり
<b>第二節 小規模保育事業A型</b>			
設備の基準	第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。	参酌	
	一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。	参酌（（調理設備に係る部分に限る。）は、従う）	
	二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	参酌	

国基準		基準類型	町基準案																																				
三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。		参酌	国基準のとおり																																				
四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。		参酌（（調理設備に係る部分に限る。）は、従う）																																					
五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。		参酌																																					
六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。		参酌																																					
七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びびへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。		参酌																																					
イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。		参酌																																					
ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。		参酌																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">二階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四階以上の階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階		区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 待避上有効なバルコニー			3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備			4 屋外階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備			3 屋外階段	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路			3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	
階	区分	施設又は設備																																					
二階	常用	1 屋内階段																																					
		2 屋外階段																																					
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																																					
		2 待避上有効なバルコニー																																					
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備																																					
		4 屋外階段																																					
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																																					
		2 屋外階段																																					
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																																					
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備																																					
		3 屋外階段																																					
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																																					
		2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																																					
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）																																					
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路																																					
		3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																																					
ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。		参酌																																					
ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		参酌																																					

国基準		基準類型	町基準案
	(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもが設けられていること。	参酌	
	(2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	参酌	
	ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	参酌	
	ヘ 保育室その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	参酌	
	ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	参酌	
職員	第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	従う	国基準のとおり
	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。		
	一 乳児 おおむね三人につき一人		
	二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人		
	三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）		
	四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人		
	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。		
準用	第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。	参酌	国基準のとおり
<b>第三節 小規模保育事業B型</b>			
職員	第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	従う	国基準のとおり
	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。		
	一 乳児 おおむね三人につき一人		
	二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人		
	三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）		
	四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人		
	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。		
準用	第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。	参酌	国基準のとおり
<b>第四節 小規模保育事業C型</b>			
設備の基準	第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。	参酌	国基準のとおり
	一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。	参酌（（調理設備に係る部分に限る。）は、従う）	
	二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	参酌	
	三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	参酌	
	四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。	参酌（（調理設備に係る部分に限る。）は、従う）	

国基準		基準類型	町基準案																										
	五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	参酌																											
	六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	参酌																											
	七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。	参酌																											
職員	第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。	従う	国基準のとおり																										
利用定員	第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の第三十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。	従う	国基準のとおり																										
準用	第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。	参酌	国基準のとおり																										
<b>第四章 居宅訪問型保育事業</b>																													
居宅訪問型保育事業	第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育 四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育	従う	国基準のとおり																										
設備及び備品	第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌	国基準のとおり																										
職員	第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。	従う	国基準のとおり																										
居宅訪問型保育連携施設	第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従う	国基準のとおり																										
準用	第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。	参酌	国基準のとおり																										
<b>第五章 事業所内保育事業</b>																													
利用定員の設定	第四十二条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の第三十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	参酌																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人以上五人以下</td> <td>一人</td> </tr> <tr> <td>六人以上七人以下</td> <td>二人</td> </tr> <tr> <td>八人以上十人以下</td> <td>三人</td> </tr> <tr> <td>十一人以上十五人以下</td> <td>四人</td> </tr> <tr> <td>十六人以上二十人以下</td> <td>五人</td> </tr> <tr> <td>二十一人以上二十五人以下</td> <td>六人</td> </tr> <tr> <td>二十六人以上三十人以下</td> <td>七人</td> </tr> <tr> <td>三十一人以上四十人以下</td> <td>十人</td> </tr> <tr> <td>四十一人以上五十人以下</td> <td>十二人</td> </tr> <tr> <td>五十一人以上六十人以下</td> <td>十五人</td> </tr> <tr> <td>六十一人以上七十人以下</td> <td>二十人</td> </tr> <tr> <td>七十一人以上</td> <td>二十人</td> </tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	一人以上五人以下	一人	六人以上七人以下	二人	八人以上十人以下	三人	十一人以上十五人以下	四人	十六人以上二十人以下	五人	二十一人以上二十五人以下	六人	二十六人以上三十人以下	七人	三十一人以上四十人以下	十人	四十一人以上五十人以下	十二人	五十一人以上六十人以下	十五人	六十一人以上七十人以下	二十人	七十一人以上	二十人		国基準のとおり
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																												
一人以上五人以下	一人																												
六人以上七人以下	二人																												
八人以上十人以下	三人																												
十一人以上十五人以下	四人																												
十六人以上二十人以下	五人																												
二十一人以上二十五人以下	六人																												
二十六人以上三十人以下	七人																												
三十一人以上四十人以下	十人																												
四十一人以上五十人以下	十二人																												
五十一人以上六十人以下	十五人																												
六十一人以上七十人以下	二十人																												
七十一人以上	二十人																												

国基準		基準類型	町基準案																										
設備の基準	第四十三条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。	参酌	国基準のとおり																										
	一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。	参酌（（調理室に係る部分に限る。）は、従う）																											
	二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。	参酌																											
	三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	参酌																											
	四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	参酌																											
	五 満二歳以上の幼児（法第六条の第三十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。	参酌（（調理室に係る部分に限る。）は、従う）																											
	六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	参酌																											
	七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	参酌																											
	八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。	参酌																											
	イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。	参酌																											
	ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。	参酌																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">二階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">四階以上の階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</td> </tr> <tr> <td>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>4 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> </tbody> </table>	階		区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 待避上有効なバルコニー	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	4 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	
	階	区分		施設又は設備																									
二階	常用	1 屋内階段																											
		2 屋外階段																											
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																											
		2 待避上有効なバルコニー																											
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																											
		2 屋外階段																											
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																											
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備																											
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																											
		2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																											
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）																											
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路																											
		3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																											
		4 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																											

国基準		基準類型	町基準案
	ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。	参酌	
	ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	参酌	
	(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。	参酌	
	(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	参酌	
	ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	参酌	
	ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	参酌	
	ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	参酌	
	チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	参酌	
職員	第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従う	国基準のとおり
	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回ることはできない。		
	一 乳児 おおむね三人につき一人		
	二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人		
	三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）		
	四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人		
	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。		
連携施設に関する特例	第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。	従う	国基準のとおり
準用	第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。	参酌	国基準のとおり
職員	第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従う	国基準のとおり
	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	参酌	
	一 乳児 おおむね三人につき一人	参酌	
	二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人	参酌	
	三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	参酌	
	四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人	参酌	
	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	参酌	
準用	第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」とする。	参酌	国基準のとおり

国基準		基準類型	町基準案
<b>附 則</b>			
施行期日	第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。	参酌	国基準のとおり
食事の提供の経過措置	第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二条第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十一条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）並びに第四十七条第一項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。	従う	国基準のとおり
連携施設に関する経過措置	第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	従う	国基準のとおり
小規模保育事業B型に関する経過措置	第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。	従う	国基準のとおり
利用定員に関する経過措置	第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。	従う	国基準のとおり

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

条例の制定に当たっては、内閣府令で国の各種基準等の内容及び「従うべき基準」「参酌すべき基準」が示されています。本町の実情と、内閣府令で定める基準とが異なるもしくは上回るべき特段の事情が認められないことから、内閣府の基準をもって本町の基準とします。

なお、本町の独自基準として、太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団の排除に関する規定を追加することとします。

国基準		基準類型	町基準案
<b>第一章 総則</b>			
趣旨	第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	—	—
	一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条の規定による基準	—	
	二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項、第六条（第五項を除く。）、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条及び第三条第一項の規定による基準	—	
	三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準	—	
	四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条第一項、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第三条第二項及び第五条の規定による基準	—	
	五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの	—	
定義	第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	—	—
	一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。	—	
	二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。	—	
	三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。	—	
	四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。	—	
	五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。	—	
	六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。	—	
	七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。	—	
	八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。	—	
	九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。	—	
	十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。	—	
	十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。	—	
	十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。	—	
	十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。	—	
	十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。	—	
	十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。	—	
	十六 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。	—	
	十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。	—	
	十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。	—	
	十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。	—	
	二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。	—	
	二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。	—	
二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。	—		

国基準		基準類型	町基準案
一般原則	第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	—	—  ※町独自基準として、暴力団排除に関する規定を追加する。
	2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立つて特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。	—	
	3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	—	
	4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	—	
<b>第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</b>			
<b>第一節 利用定員に関する基準</b>			
利用定員	第四条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を二十人以上とする。	従う	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども以外の区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。		
	一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分		
	二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分		
	三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分		
<b>第二節 運営に関する基準</b>			
内容及び 手続の説明及び 留意	第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。	参酌	
	一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの	参酌	
	イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	参酌	
	ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	参酌	
	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	参酌	
	3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	参酌	
	4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	参酌	
	5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	参酌	
	一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの	参酌	
	二 ファイルへの記録の方式	参酌	
	6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	参酌	

国基準		基準類型	町基準案
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	従う	
	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	従う	
	4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	従う	
	5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	
あっせん、調整及び要請に対する協力	第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		
受給資格等の確認	第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。	参酌	国基準のとおり
支給認定の申請に係る援助	第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	参酌	
心身の状況等の把握	第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
小学校等との連携	第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
教育・保育の提供の記録	第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌	国基準のとおり
利用者負担額等の受領	第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。	従う	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。		
	3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。		
	4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。		

国基準		基準類型	町基準案
	一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用		
	二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用		
	三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）		
	四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用		
	五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの		
	5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。		
	6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使用及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。		
施設型給付費等の額に係る通知等	第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。	参酌	
特定教育・保育の取扱方針	第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。		
	一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）		
	二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第四号に掲げる事項	従う	国基準のとおり
	三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）		
	四 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針		
	2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。		
特定教育・保育に関する評価等	第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌	
相談及び援助	第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌	国基準のとおり
緊急時等の対応	第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準のとおり
支給認定保護者に関する市町村への通知	第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌	国基準のとおり
運営規程	第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。	参酌	
	一 施設の目的及び運営の方針	参酌	
	二 提供する特定教育・保育の内容	参酌	
	三 職員の職種、員数及び職務の内容	参酌	
	四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日	参酌	
	五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	参酌	国基準のとおり
	六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	参酌	

国基準		基準類型	町基準案
	七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）	参酌	
	八 緊急時等における対応方法	参酌	
	九 非常災害対策	参酌	
	十 虐待の防止のための措置に関する事項	参酌	
	十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	参酌	
勤務体制の確保等	第二十一条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	参酌	
	3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌	
定員の遵守	第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	国基準のとおり
掲示	第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌	国基準のとおり
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	第二十四条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従う	国基準のとおり
虐待等の禁止	第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従う	国基準のとおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	第二十六条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従う	国基準のとおり
秘密保持等	第二十七条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。		
	3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。		
情報の提供等	第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてしてはならない。	参酌	
利益供与等の禁止	第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	参酌	
苦情解決	第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	参酌	
	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	参酌	
	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌	
	5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	参酌	

国基準		基準類型	町基準案
地域との連携等	第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
事故発生の防止及び発生時の対応	第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	従う	国基準のとおり
	二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。		
	三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。		
	2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。		
	3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。		
4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。			
会計の区分	第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌	国基準のとおり
記録の整備	第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	参酌	
	一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画	参酌	
	二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録	参酌	
	三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録	参酌	
	四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録	参酌	
	五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌	
<b>第三節 特例施設型給付費に関する基準</b>			
特別利用保育の基準	第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。		
	3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。		
特別利用教育の基準	第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。		
	3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。		

国基準		基準類型	町基準案
<b>第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</b>			
<b>第一節 利用定員に関する基準</b>			
利用定員	第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。	従う	国基準のとおり
	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	参酌	
<b>第二節 運営に関する基準</b>			
内容及び 手続の説明 及び同意	第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	従う	国基準のとおり
	2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。	参酌	
正当な理由 のない提供拒 否の禁止等	第三十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。		
	3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	参酌	
	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。		
あつせん、 調整及び 要請に対 する協力	第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		
心身の状 況等の把 握	第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
特定教育・保 育施設等と の連携	第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	従う	国基準のとおり
	一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。		
	二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。		
	三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。		

国基準		基準類型	町基準案
	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>		
利用者負担額等の受領	<p>第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品</p> <p>二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	参酌	
特定地域型保育の取扱方針	<p>第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	従う	国基準のとおり
特定地域型保育に関する評価等	<p>第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり
運営規程	<p>第四十六条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 利用定員</p>	参酌	国基準のとおり

国基準		基準類型	町基準案
	七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。）	参酌	
	八 緊急時等における対応方法	参酌	
	九 非常災害対策	参酌	
	十 虐待の防止のための措置に関する事項	参酌	
	十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	参酌	
勤務体制の確保等	第四十七条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	参酌	
	3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌	
定員の遵守	第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	国基準のとおり
記録の整備	第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	参酌	
	一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画	参酌	
	二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録	参酌	
	三 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録	参酌	
	四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録	参酌	
五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌		
準用	第五十条 第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。	参酌	国基準のとおり
<b>第三節 特例地域型保育給付費に関する基準</b>			
特別利用地域型保育の基準	第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	従う	
	3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第三十九条第二項及び第四十条第二項を除く。）の規定を適用する。	従う	
特定利用地域型保育の基準	第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従う	国基準のとおり
	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	従う	
	3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	従う	

国基準		基準類型	町基準案
<b>附 則</b>			
施行期日	第一条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。	—	国基準のとおり
特定保育所に関する特例	<p>第二条 特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第十三条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。」）」と、同条第二項中「（法第二十七条第三項第一号に規定する額）とあるのは「（法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第三項中「支払を」とあるのは「支払を、市町村の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従う	国基準のとおり
施設型給付費等に関する経過措置	<p>第三条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第四十三条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p>	従う	国基準のとおり
利用定員に関する経過措置	第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。	従う	国基準のとおり
連携施設に関する経過措置	第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従う	国基準のとおり

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

条例の制定に当たっては、厚生労働省令で国の各種基準等の内容及び「従うべき基準」「参酌すべき基準」が示されています。

本町の実情と、厚生労働省令で定める基準とが異なるもしくは上回るべき特段の事情が認められないことから、厚生労働省令の基準をもって本町の基準とします。

なお、本町の独自基準として、太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団の排除に関する規定を追加することとします。

国基準		基準類型	本町基準案
趣旨	第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	—	国基準のとおり
	一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準	—	
	二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの	—	
	2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	—	
	3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。	—	
最低基準の目的	第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	—	国基準のとおり
最低基準の向上	第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	—	国基準のとおり
	2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	—	
最低基準と放課後児童健全育成事業者	第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	—	国基準のとおり
	2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	—	
放課後児童健全育成事業の一般原則	第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	参酌	国基準のとおり ※町独自基準として、暴力団排除に関する規定を追加する。
	2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	参酌	
	3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参酌	
	4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	参酌	
	5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参酌	
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	参酌	
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌	国基準のとおり
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽 <sup>カン</sup> に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌	

国基準		基準類型	本町基準案
設備の基準	第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。	参酌	
	3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	参酌	
	4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	参酌	
職員	第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	従う	国基準のとおり
	2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。		
	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。		
	一 保育士の資格を有する者		
	二 社会福祉士の資格を有する者		
	三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの		
	四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	参酌	
	五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	参酌	
	六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者	参酌	
	七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	参酌	
	八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	参酌	
	九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの	参酌	
	4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。	参酌	
5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	参酌		
利用者を平等に取り扱う原則	第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参酌	国基準のとおり
虐待等の禁止	第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参酌	国基準のとおり
衛生管理等	第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	参酌	
	3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参酌	

国基準		基準類型	本町基準案
運営規程	第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。	参酌	国基準のとおり
	一 事業の目的及び運営の方針	参酌	
	二 職員の職種、員数及び職務の内容		
	三 開所している日及び時間		
	四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額		
	五 利用定員		
	六 通常の事業の実施地域		
	七 事業の利用に当たっての留意事項		
	八 緊急時等における対応方法		
	九 非常災害対策		
	十 虐待の防止のための措置に関する事項		
十一 その他事業の運営に関する重要事項			
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参酌	国基準のとおり
秘密保持等	第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	参酌	国基準のとおり
	2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参酌	
苦情への対応	第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌	
	3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参酌	
開所時間及び日数	第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	参酌	国基準のとおり
	一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間		
	二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間		
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	参酌		
保護者との連絡	第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌	国基準のとおり
関係機関との連携	第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参酌	国基準のとおり
事故発生時の対応	第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準のとおり
	2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参酌	
<b>附 則</b>			
施行期日	第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。	参酌	国基準のとおり
職員の経過措置	第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	従う	国基準のとおり